# 熊取町議会委員会会議録

〔令和4年9月定例会〕

議会運営委員会総務文教常任委員会事業厚生常任委員会

熊 取 町 議 会

〔議会運営委員	員会(9月1日)〕	
令和4年9月	月熊取町議会定例会の運営について	1
その他		4
〔議会運営委員	員会(9月14日)〕	
	月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについて	7
その他		8
〔総務文教常信	<b>-</b>	
議案第45号		
	部を改正する条例 ······	18
	質 疑	18
	採 決	18
議案第46号	育児休業条例の一部を改正する条例	19
	質 疑	19
	採 決	20
議案第48号	工事請負変更契約の締結について(熊取駅西交通広場整備工事(3-1)) …	20
	質 疑	20
	採 決	21
議案第49号	熊取町立小中学校校務用ノートパソコン機器の購入について	21
	質 疑	21
	採 決	24
議案第52号	令和4年度熊取町一般会計補正予算(第6号)	24
	質 疑	24
	採 決	30
〔事業厚生常信	<b>千委員</b> 会〕	
		31
	趣旨説明	31
	質 疑	33
	採 決	36
議案第47号	下水道条例の一部を改正する条例	37
	質 疑	37
	採 決	41
議案第53号	令和4年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	41
	質 疑	41
	採 決	41
議案第54号	令和4年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	41
	質 疑	41
	採 決	42
議案第55号	令和4年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第1号)	43
	質 疑	43
	採 決	43

# 議会運営委員会

# 議会運営委員会

月 日 令和4年9月1日(木曜)招集

場 所 熊取町役場議場

出席委員 委 員 長 江川慶子 副委員長 坂上昌史

委 員 田中豊一 委 員 文野慎治

委 員 鱧 谷 陽 子 委 員 矢 野 正 憲

委 員 二 見 裕 子

欠席委員 なし

説明員町 長藤原敏司 副 町長 南 和仁

総合政策部長 東野秀毅 総務部長 藤原伸彦

事務局議会事務局長 林 利秀 書 記 道端秀明

# 付議審査事件

- 1) 令和4年9月熊取町議会定例会の運営について
- 2) その他

委員長(江川慶子君)皆さん、おはようございます。

本日は、令和4年9月熊取町議会定例会の運営についてご審議いただくため、ご参集をお願いしたところでございます。

なお、本日の審議に当たりましては、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の 出席を求めております。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

## (「10時00分」開会)

委員長(江川慶子君)なお、発言される方は、挙手の上、着座で、マスクをつけたまま発言いただきますようお願いいたします。また、新型コロナウイルス感染症への対策として、換気のため一部の窓を開けておりますので、ご了承ください。

初めに、本定例会に提案されます議案について説明を求めます。藤原総務部長。

総務部長(藤原伸彦君) それでは、令和4年9月議会定例会にご提案させていただきます案件につきましてご説明いたします。順序につきましては、議会の進行に基づきご説明いたします。

まず、3ページをご覧ください。

下段、行政報告事項についてでございます。件数は全部で4件でございます。

1件目の令和3年度熊取町財政健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和3年度熊取町財政健全化判断比率を監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

2件目の令和3年度熊取町下水道事業会計資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の 健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和3年度熊取町下水道事業会計資金不足比率を 監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

3件目の第128回大阪府原子炉問題審議会の概要につきましては、令和4年8月10日に開催されました当審議会の概要について報告するものでございます。

4件目の熊取町教育委員会活動の点検及び評価(令和3年度事業対象)の結果報告につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び第2項の規定により、教育委員会

の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、その結果について報告するものでございます。 次に、報告案件について説明いたします。案件は1件です。

令和4年度熊取町一般会計補正予算(第4号)の専決処分報告につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により令和4年7月15日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。内容につきましては、くまとりふるさと応援寄附に伴う関連経費の増額でございます。

次に、予定議案についてご報告いたします。

2ページをご覧ください。件数は全部で20件でございます。

1件目の公平委員会委員の選任同意につきましては、公平委員会委員の松田聰子氏の任期が令和 4年9月30日付で満了いたしますので、同氏の再任について、地方公務員法第9条の2第2項の規 定により議会の同意を求めるものでございます。

2件目の固定資産評価審査委員会委員の選任同意につきましては、固定資産評価審査委員会委員の阪上真知氏の任期が令和4年9月26日付で満了いたしますので、同氏の再任について、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

3件目の教育委員会委員の任命同意につきましては、教育委員会委員の鈴木直子氏の任期が令和 4年9月30日付で満了いたしますので、同氏の再任について、地方教育行政の組織及び運営に関す る法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

4件目の選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例につきましては、公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、選挙運動用自動車等の選挙公営限度額が引き上げられたことにより条例を改正する必要が生じたため、条例案を提出するものでございます。

5件目の育児休業条例の一部を改正する条例につきましては、人事院規則の改正により国家公務員の育児休業制度が改正されたことに伴い、本町の育児休業制度の改正を行う必要が生じたため、 条例案を提出するものでございます。

6件目の下水道条例の一部を改正する条例につきましては、健全かつ持続可能な下水道事業の運営に必要な財源を確保することを目的に下水道使用料の改定を行うため、条例案を提出するものでございます。

7件目の工事請負変更契約の締結について(熊取駅西交通広場整備工事(3-1))につきましては、当該工事において工事請負変更契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び要議決契約等条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

8件目の熊取町立小中学校校務用ノートパソコン機器の購入につきましては、当該機器を購入するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び要議決契約等条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

9件目の令和3年度熊取町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。なお、この議案は、決算書案を確定させるため、委員会付託を省略し本会議でご審議いただきたくお願いするものでございます。

10件目の令和4年度熊取町一般会計補正予算(第5号)につきましては、公民館・町民会館整備事業に係る継続費の額を17億5,295万4,000円に変更するものでございます。なお、この議案は、令和6年4月の供用開始に向け、工事着手等を少しでも早くさせていただきたく、委員会付託を省略し、本会議でご審議いただきたくお願いするものでございます。

11件目の令和4年度熊取町一般会計補正予算(第6号)につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億6,206万6,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、物価高騰に伴う民間保育所等の副食費対策、関西電力の最終保障契約による電気料金の増額、原油価格高騰に伴う指定ごみ袋追加作成費用などの補正でございます。

12件目の令和4年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,920万3,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、令和4年度保険料激変緩和措置等による保険料収入見込額の減額、令和3年度繰越金、令和3年度繰越金のうち余剰金の積立て及び令和3年度特定健診等負担金確定等に伴う返還金などの補正でございます。

13件目の令和4年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ334万4,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、令和3年度保険料収納額決算余剰金を広域連合負担金に加算するためなどの補正でございます。

14件目の令和4年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,853万2,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、令和3年度介護給付費の確定による精算及び令和3年度実質収支額確定に伴う前年度繰越金などの補正でございます。

15件目の令和3年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定から3ページ、令和3年度熊取町下水道事業会計決算認定までの決算認定6件につきましては、既に決算書及び附属資料を配付させていただいておりますので、説明は省略させていただきます。

また、追加予定議案といたしまして、現時点で令和4年度一般会計補正予算(第7号)の1件を 予定しております。

以上で、令和4年9月議会定例会にご提案させていただきます案件についての説明を終わらせて いただきます。

委員長(江川慶子君) ただいま説明がありました議案について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

#### (「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

次に、本定例会の会期についてを議題といたします。

9月定例会の会期については、別紙日程表(案)のとおり、9月7日から9月29日までの23日間といたします。

本会議の開催については、9月7日、8日、9日、12日及び29日の5日間といたします。

常任委員会については、総務文教常任委員会を9月16日に、事業厚生常任委員会を9月14日にそれぞれ開催いたします。

特別委員会については、設置いたします決算審査特別委員会を9月20日、22日、26日及び27日に 開催いたします。

また、第2回目の議会運営委員会を9月14日に、議員全員協議会を9月16日に開催いたします。 以上のとおり、令和4年9月熊取町議会定例会の会期及び会議日程を決定したいと思いますが、 これにご異議ございませんか。

# (「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、会期及び会議日程については、そのようにさせていただきます。 次に、一般質問、会派代表質問の順番につきましてはお手元に配付のとおりでありますが、一般 質問につきましては8月24日の正午に通告を締め切った後、会派代表質問につきましては8月30日 に全ての通告が出された後、議長によるくじ引で決定いたしました。

次に、議事の運営でありますが、日程第5 議案第42号 公平委員会委員の選任同意についての件、日程第6 議案第43号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意についての件、日程第7 議案第44号 教育委員会委員の任命同意についての件、日程第13 議案第50号 令和3年度熊取町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件及び日程第14 議案第51号 令和4年度熊取町一般会計補正予算(第5号)の件、以上の5件は委員会付託を省略し、本会議で審議していただきます。

次に、日程第8 議案第45号 選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の件、日程第9 議案第46号 育児休業条例の一部を改正する条例の件、日程第11 議案第48号 工事請負変更契約の締結について(熊取駅西交通広場整備工事(3-1)について)の件、日程第12 議案第49号 熊取町立小中学校校務用ノートパソコン機器の購入についての件及び日程第15 議案第52号 令和4年度熊取町一般会計補正予算(第6号)の件、以上の5件は総務文教常任委員会に付託し、審議をしていただきます。

次に、日程第10 議案第47号 下水道条例の一部を改正する条例の件、日程第16、議案第53号、令和4年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の件、日程第17 議案第54号 令和4年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の件、日程第18 議案第55号 令和4年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第1号)の件及び日程第25 請願第1号 ギャンブル等依存症の実態調査等を求める請願書の件、以上の5件は事業厚生常任委員会に付託し、審議をしていただきます。

次に、日程第19 議案第56号 令和3年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定についての件、日程第20 議案第57号 令和3年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第21 議案第58号 令和3年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第22 議案第59号 令和3年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第23 議案第60号 令和3年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定についての件及び日程第24 議案第61号 令和3年度熊取町下水道事業会計決算認定についての件、以上の6件については、決算審査特別委員会を設置した上で特別委員会に付託し、審議をしていただきます。

以上のとおり令和4年9月熊取町議会定例会の運営を行うことについて、ご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、令和4年9月熊取町議会定例会の運営については、以上のとおり決定いたします。

ここで、理事者の皆様方にはご退席をお願いします。お疲れさまでございました。

(理事者退席)

委員長(江川慶子君)次に、意見書の取扱いについてでございますが、意見書・要望書等受付一覧をご 覧ください。

意見書につきましては5件提出されております。

鱧谷議員から、国民健康保険料子ども均等割減免の拡充に関する意見書(案)、国の負担による 学校給食費の無償化を求める意見書(案)、二見議員から、女性デジタル人材育成を強力に推進す るための支援を求める意見書(案)、地方の農地の保全と活用のための支援拡充を求める意見書 (案)、矢野議員から、ギャンブル依存症防止のための適切な対応策を促進させることを求める意 見書(案)、以上の5件でございます。

これらの意見書について、各会派に持ち帰り、審議をしていただき、次回9月14日の議会運営委員会で意見を提出していただきます。

ほか、要望書等についての紹介は省略いたします。

以上で令和4年9月熊取町議会定例会の運営に関する事項を終了いたしますが、ほかに何かあれば承ります。何かございますか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これをもって議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

(「10時19分」閉会)

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するた

議会運営委員会委員長

江川慶子

# 議会運営委員会

月 日 令和4年9月14日(水曜)招集

場 所 熊取町役場議場

出席委員 委 員 長 江川慶子 副委員長 坂上昌史

委 員 田中豊一 委 員 文野慎治

委 員 鱧 谷 陽 子 委 員 矢 野 正 憲

委 員 二 見 裕 子

欠席委員 なし

説 明 員 町 長 藤 原 敏 司 副 町 長 南 和 仁

総合政策部長 東野秀毅 総務部長 藤原伸彦

事務局議会事務局長 林 利秀 書 記 道端秀明

# 付議審査事件

- 1) 令和4年9月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについて
- 2) その他

#### 委員長(江川慶子君)皆さん、こんにちは。

本日は、令和4年9月熊取町議会定例会における追加議案についてご審議いただくため、ご参集をお願いしたところでございます。

なお、本日の審議に当たりましては、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の 出席を求めております。

ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会 を開会いたします。

#### (「13時30分」開会)

委員長(江川慶子君)なお、発言される方は、挙手の上、着座で、マスクはつけたまま発言していただきますようお願いいたします。また、新型コロナウイルス感染症への対策として、換気のため一部の窓を開けておりますので、ご了承ください。

それでは、本定例会に提案されます追加議案について説明を求めます。藤原総務部長。

総務部長(藤原伸彦君) それでは、令和4年9月熊取町議会定例会に追加議案としてご提案させていた だきます案件についてご説明いたします。

2ページの追加予定議案の欄をご覧ください。

追加予定議案は、令和4年度熊取町一般会計補正予算(第7号)1件でございます。

補正の主な内容は、老人福祉センター改修工事・総合保健福祉センター空調機器整備工事に伴う 経費、新型コロナウイルス(オミクロン株対応)接種の実施に伴う経費、高齢者インフルエンザ予 防接種事業の一部自己負担金の免除に係る経費などに関する補正で、1億7,996万8,000円を増額補 正するものでございます。

以上で、令和4年9月熊取町議会定例会にご提案させていただきます追加議案についてのご説明 を終わらせていただきます。

委員長(江川慶子君)ただいま説明がありました議案について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件につきましては、9月29日の本定例会最終日に追加議案として上程し、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、本件については追加議案として上程し、委員会付託を省略し、 本会議で審議をしていただきます。

ここで、理事者の皆様にはご退席をお願いいたします。お疲れさまでございました。 (理事者退席)

委員長(江川慶子君) それでは、先日持ち帰っていただきました意見書(案) 5件について、ご意見をいただきます。お手元に配付しております意見書一覧の順に審議いたします。

まず、1件目の国民健康保険料子ども均等割減免の拡充に関する意見書(案)について、補足説明はありますか。

(「なし」の声あり)

次に、ご意見等を承ります。ご意見等はありませんか。二見委員。

委員(二見裕子君)この制度ですが、2022年4月から未就学児における分の国民健康保険料が均等割額の5割を軽減するということが決定されたというところで、小学生など義務教育まで延ばせないかということの意見書なんです。思いは分かりますが、まず今、やっとこの4月から未就学児に係る分で軽減されることが決定したというところで、少しこの状況を見ていくということも必要なのかなというふうに考えます。

あと、もし小学生とか義務教育の方の分を公費で見ていくとなった場合、やはり法定繰入れというんですか、一般会計のほうから住民全体として負担も少し多くなるんじゃないかなということも 懸念されますので、今すぐにこの意見書を上げていくというのは少し見合わせたほうがいいのかな というふうに思います。

それと、国民健康保険料子ども均等割減免の拡充という「減免」という言葉なんですが、これは 国に意見書として出す分ですよね。なのに減免という言い方がいいのかどうかという、ちょっと文 言だけの話なんですが、減免というのは市町村が設けている制度じゃないかなというふうに思うの で、これは国に対して市町村で様々減免をしてもいいのですかというふうに問うている意見書とい う意味ですか。ちょっと質問ですけど。

委員長 (江川慶子君) 鱧谷委員。

- 委員(鱧谷陽子君)子どもの減免をされるという言葉は普通に使われるんではないでしょうか。軽減されるという言葉に、事実としては中の文章では負担軽減という形になっているんで、軽減と置き換えてもいいかなというふうに思いますけれども、軽減でも……。減免というのは条例上の言葉という感じですけれども、我々にとっては軽減されるという形の言葉で、それをどういうふうにしたらいいということなんでしょうか。
- 委員長(江川慶子君)質問があったわけなんですが、この本意は分かるけれども、決定したところで今 すぐ上げるのはどうかというご意見だったんで、見合わせるということなんですね、今の意見とし てはね。賛成していただけないという、反対だということですよね。二見委員。
- 委員(二見裕子君) そう。今すぐにというところで町としても4分の1の負担は、令和3年度ベースで今年度、6歳までの方が約260人ほどいるという中で持ち出しが100万円ぐらい要るという、子どもさんをしっかりと育てていくという部分では、保険料の分がというこの意味は分かりますが、なかなかそれよりも小学生の方も全部含めてということとなると、やはり一般会計のほうから法定繰入れということで町民全体の負担ということも考えたときに、今やっとこの制度が始まったばかりですのでというところで、すぐに出せる意見書ではないのかなというところと、先ほど私が聞いた減免というところがすごく引っかかりましたので、ちょっと言葉として調べさせていただきました。

軽減というのが国が法律で定めている制度です。減免というのが市町村が設けている制度という

ところですので、この表題の文章についても均等割の減額の拡充とかという言葉ならいいんですけれど、減免となっていましたので、ちょっとその辺もはてなと思いながら文章を見させていただきました。

以上です。

委員(鱧谷陽子君)言葉を変えれば通していただけるということではないわけですよね。でもこれは国へ出す意見書なので、町が負担がこれだけ増えるとかというのはその後の問題で、初めに国が子どもの軽減分を拡大する、拡大しないというのは決めていただけると思うので、国のほうへお願いするというか、子どもたちは今軽減されて親御さんたちは喜んでいると。多人数の世帯ほど重く感じているし、軽減されることによって子どもをもう一人産んでみようかというふうな、そういうふうなご家庭もあるかと思うし、2人、3人と欲しいけれどもいろんなことでお金がかかる。なるべく子育てにお金がかからなければ人口が増えていくというようなことは考えられていくので、国のほうでも考えてほしいということで出す意見書なので、今すぐは難しいとおっしゃいますけれども、出してみないと分からないので、できれば出させていただきたいというのが思いです。

委員長(江川慶子君)ほかにございませんか。田中豊一委員。

委員(田中豊一君)これ、今の話を聞いていますと、未就学児は4年度から始まって結果が出ていないということで実績が分からないというようなところ、うちの町の負担が100万円ぐらいあるということなんです。これ、小学生とか義務教育でいったら中学生もそうですけれども、これを拡充した場合は町の負担とか、もしくは国保会計全体でほかの階層で負担が増えるとか、そういうのはどうなるか、分かったら教えてください。

委員長 (江川慶子君) 鱧谷委員。

委員(鱧谷陽子君) そのことについてはまだ私も分かりませんけれども、でも今の負担が、子どもが多くあればあるほど負担金額が多いということは確かなことなので、少しでも負担金額を減らしていっていただきたいという、そういう思いで出していただきたいというふうに考えております。

委員長 (江川慶子君) 田中豊一委員。

委員(田中豊一君) 国保会計の中で、私も今、国保の被保険者なんですけれども、これがどう影響するか分からんかったらちょっと返答しにくいなと。というのは、4年度から始まっている未就学児の分の結果も出ていない中で、そのあたり判断しかねるなと思っているんです。そのあたり、いかがですか。

委員長(江川慶子君)鱧谷委員。

委員(鱧谷陽子君)未就学児の親御さんたちにとっては、5割軽減されるということでかなりの金額が変わってきますし、それは国の負担が増えるということもあるでしょうし、ほかの人の負担額というのは国が定めている負担額が急に増えるというふうなことは考えづらいかなというふうに思うんですけれども、そういう話はまだ聞いたことがないので、4割の方がこれだけ軽減したからこれだけ負担が増えますという話はまだ出ていないと思うんですけども。

委員長(江川慶子君)田中豊一委員。

委員(田中豊一君) それでシミュレーションができる結果が出てからでもいいんじゃないですか、今、 全然想定ができないような状況で出すよりは。

委員長(江川慶子君)田中豊一委員も、まだ早いということで見合わせるというご意見でしょうか。分かりました。

それでは、意見等をまとめさせていただきます。

全会一致制ですので、意見が一致しないので、上程しないことといたします。

次に、2件目の国の負担による学校給食費の無償化を求める意見書(案)について、補足説明はありますか。

(「なし」の声あり)

委員長(江川慶子君)次に、ご意見等を承ります。ご意見等はありませんか。二見委員。

委員(二見裕子君)この給食費の無償化については反対するものではないのかなというふうに、我が公明党といたしましても平成29年、政策提言で全小・中学校の完全給食の実施と学校給食の無償化の支援というのを上げさせていただいております。この載っております平成29年の調査についても公明党のほうで実態の把握を提案し実施されたものですので、この意見書については反対するものではないのですが、ちょっと1点お聞きしたいことがあります。

29年度の調査の中で、完全給食というところがこの時点では1,740自治体で1,608で92.4%でありました。この中身を見ておりますと、未実施というところが132自治体ありました。完全給食の実施の計画であったりとか、また代替案がないという自治体が54自治体ありました。ということは、ちょっと田舎のほうであるとか、本当に給食すら学校のほうでできない、そして代替ができないということですので、保護者の方がお弁当を持たせているというようなところがこの調べたところでは54自治体ありました。という中で、無償化について全国でしていくというところの課題はあるのかなというふうに思っているんですが、そのあたりについてはこの意見書を出すに当たってどのように考えておられますか。

#### 委員長 (江川慶子君) 鱧谷委員。

委員(鱧谷陽子君) 私も、まだ給食がされていないという学校があるということは認識しております。 やっぱりそこもきちっと無償化していくべきやろうし、そういうことを考えていくべきやと思って いますけれども、それぞれの地域によっていろんな事情があるようですし、学校給食の無償化とい うのもかなりお金がかかるというふうに聞いております。でも、子どもの状況を考えると、やはり 無償化されているところと無償化されていないところがあるというのは不公平感がありますし、で きれば国のほうで完全給食の実施をしていただきたいという思いでこの意見書を出しました。

委員長(江川慶子君)ほかに質問ございませんか。田中豊一委員。

委員(田中豊一君)この意見書なんですけれども、大事なことが抜けているんじゃないかなと思いまして、学校給食の無償化に当たっては学校給食法の改正が必要やと思うんです。学校給食法の第11条には、給食調理場の施設、それから補助金も出るところが校舎と一体となっているものについては補助金が出る場合があるんですけれども、施設だとか、それから調理員の人件費、うちの場合でしたら委託料になっています。あと調理場で使うような調理器具、それから維持管理に必要な消毒とかいろいろ、それともう一つは食材費です。食材費は、これは法律では国は負担しないということになっていて、それの改正が必要じゃないかと。下のほうに出てきています無償化については、要するに各市町村の判断で自分のところで負担して、保護者に代わってこれが出しているから無償になっているんですけれども、学校給食法11条の改正ということをどこにも入れないんですか。

#### 委員長 (江川慶子君) 鱧谷委員。

委員(鱧谷陽子君) その改正というのは、そういうことを実施するときに国が改正していくということ ではないでしょうか。これは意見書として要望するだけという感じで思っておりますが、それでは 不備だという感じですか。

#### 委員長(江川慶子君)田中豊一委員。

委員(田中豊一君)ほかの意見書では、記の下に括弧何番とかということで、どういう部分、どういう 部分を変えてくださいと具体的に出ていますので、それは入れる必要があるんじゃないかなと思う んですけれども、保護者の部分だけ、今まで市町が無償化をやっている部分だけ国でしてください よというよりは、例えばその施設の補助金だとか運営のものだとか今、市町が負担している部分も 国のほうで、全部とは言わんでも助成運営費ということで出すとか、そういうようなことがあれば 余計学校給食の無償化というのはすごく進みやすいと思うんです。そのあたりは入れる必要はないんですか。

#### 委員長 (江川慶子君) 鱧谷委員。

委員(鱧谷陽子君)もし入れればということであればまた考えさせていただいて、すぐにはあれなんで すけれども、学校給食法を変えて完全給食を実施してくださいという文言を入れれば通していただ けるということなんでしょうか。

- 委員長(江川慶子君) そもそもこの意見書には賛同いただけないということでのご意見になっているんでしょうか。田中豊一委員。
- 委員(田中豊一君)無償化は別に反対ではないですけれども、そういうところが欠けているんじゃない かなと思いまして。
- 委員長(江川慶子君) 今ご意見が出ているんですけれども、この意見書の体裁について反対という意見なのか、改めて出してくれという意見なのか、その辺もうちょっとまとめて発言してもらえたらありがたいですが。田中豊一委員。
- 委員(田中豊一君) そういう部分が欠けているんじゃないかなと。調整は必要やと思うんですけども。 委員長(江川慶子君) そしたらば、「よって、国におかれては」のところの間に「学校給食法の改正を 含め、国の財政負担による」という文言を入れてみたらどうなんでしょうね。一番下の「よって」 の行のところに、「国におかれては」の中に「学校給食法の改正を含め」という文言を一言入れて もらって「国の財政負担による」というふうに続いた訂正というのはどうでしょう。田中豊一委員。 委員(田中豊一君) そういうふうに修正をお願いします。

委員長(江川慶子君)鱧谷委員、よろしいですか。鱧谷委員。

委員(鱧谷陽子君)はい、結構です。

委員長(江川慶子君)じゃ、文言の修正をまとめます。

文章の下から2段目です。「よって、国におかれては、学校給食法の改正を含め、国の財政負担による学校給食費無償化の迅速な実施を求める」というふうに訂正させていただきたいと思います。 本件はそのように修正し、追加議案として上程することにいたします。

次に、3件目の女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書(案)について、補足説明はありますか。

(「なし」の声あり)

次に、ご意見等を承ります。ご意見等はありませんか。

委員(鱧谷陽子君)女性の経済的自立に向けて人材育成プランを進めたら経済的自立がいけるみたいな感じで書かれているんです。女性デジタル人材を育成することで、ある一部の女性の経済的自立には役立ったと思いますけれども、全体の女性人材育成には程遠いかというふうに感じます。この意見書は、女性の経済的自立というのであれば、やはり同じ仕事をしている人も同じ賃金をもらえるようなこととか、それからあと、男女の生涯賃金が1億円ぐらい違うというふうなことが非常に大事ではないかなというふうに思います。

それと、「育児や介護など時間的な制約があっても」という3番なんですけれども、これは、育児や介護は女性の仕事だというふうな考え方で書かれているのかどうか、ちょっとお聞きします。

委員(二見裕子君)まず、「女性の経済的自立に向けて」というところですけれども、おっしゃるように、コロナ禍において非正規の労働者の状況というのが悪化して、パート勤めの方が多い女性が取り巻く環境というのが厳しくなっているというところで、仕事というところで今、デジタル分野というのは雇用が多くあります。デジタルの人材が2030年には経済産業省が試算しているところで最大79万人不足するという中で、そのデジタル人材というところに女性がしっかりと労働力として働ける場があるのではないかという、そこをやはりしっかりと進めていかないといけないのではないかなという、そこの部分がやっぱり経済的自立というところにもつながってくるのかなというふうに思っております。

「育児や介護」というところ、3番目のところですけれども、それは共同で、男性であっても女性であっても一緒に子育て、また介護のことをやっていかないといけないですけれども、実質、時間的な制限というのは、女性であれ男性であれ今後育児も男性が参加していきますし、介護も男性が参加していくというふうになっていく時代におきましては、3番目にありますけれども、デジタルのスキルを習得してテレワークで仕事ができるということは有意義なことになっていくのじゃな

いかなというふうに思っております。

柔軟な働き方というところの一つであると思いますし、IT業界というのは今まで男性の割合が 圧倒的に多くて、今、女性の技術者というのが19%にとどまっているというところもあって、やっ ぱりそこに女性がしっかりと参画していかないといけないというふうに思っております。ジェンダ ーギャップの問題を解消する、よくジェンダーギャップというふうに言われますけれど、経済、教 育、政治、男女の間での不均衡というものをしっかりと解消していく手だての一つとして、今求め られているデジタル人材にしっかりと女性も参画していくという意味で、人材育成を国でもって進 めていただきたいという思いでこの意見書を出させていただいております。

以上です。

#### 委員長 (江川慶子君) 鱧谷委員。

委員(鱧谷陽子君)この意見書を読んだら、「育児や介護など時間的な制約があっても」というとこら 辺は女性にかかるようにしか取れなかったんですけれど、これは男性にもかかるという意味なんで すね。「デジタルスキルを習得してテレワーク」、男性でもテレワークしている方が多いですから、 そういうことは考えられると思いますけれども、女性がというふうに、女性のと書いてあるから余 計にそういうふうに取れてしまったんです。それはそういうふうにされるのと、それから女性を特 別にそういうふうなデジタルスキルを習得することをサポートするところをちゃんとつくっていく というふうなところがあるのならば、賛成もやぶさかではないと思うんです。

#### 委員長(江川慶子君)二見委員。

委員(二見裕子君)この意見書自体が女性デジタル人材の育成というところでありますので、今現に育児や介護というのの制約がかかってきているのは実際、今の時点では女性であるということは間違いないのかなというところはあるかなと思いますけれども、これから今の時代、どんどんと男女かかわらずそういう育児であったりとか介護であったりとかというところも男の方も一緒にやっていくという中にあって、やはり女性もしっかりと仕事を身につけていくというところが、一番初めにおっしゃった女性の経済的自立というところが重要な部分であるかなというふうに思っておりますので、やっぱりテレワークでできることであったりとかというのは女性にとってもメリットが大きいんじゃないかなというふうに思っております。

#### 委員長(江川慶子君)鱧谷委員。

## 委員(鱧谷陽子君)分かりました。

女性のデジタル人材を育成するということに重きに置いて、でも介護は絶対に女性がしなければならないというふうなとこら辺はきちっと認識していただける、こういう書き方をされると何か女性だけがするべきものみたいな感じに見えるので、ここでどこに住んでいても男女共同して育児や介護など時間があってというふうなこと言葉を一言入れていただけたら賛成できるかなと思います。男女共同してという言葉をデジタルスキルを習得してテレワークしながらという形にしていただけたらいいかと思いますけれども、どうでしょうか。

## 委員長(江川慶子君)二見委員。

委員(二見裕子君)文言を入れることは別にあれなんですけれども、でも、この文章については一応女性のデジタル人材というところなので、今現に女性にかかってきている部分が大きいというところがあるというふうに見たときは、この文章で私はいいのではないかなというふうに思うんです。男女共にというのを入れないといけないということがあるのかどうかというのはちょっと分かりかねます。

#### 委員長(江川慶子君)鱧谷委員。

委員(鱧谷陽子君) 共同でという形を入れてもらったら、時間的な制約があってもという言葉が女性に向けられているという思いがしたので、その辺がちょっとあれしたんですけれども、その辺はきちっと、初めの経済的自立に向けても、女性のデジタル人材育成が進んでも問題はいろいろ残っているというとこら辺が理解していただけるならば賛成してもやぶさかではありません。

- 委員長(江川慶子君)男女平等という視点で書いていただけたらというようなことなんでしょうけれども……。鱧谷委員。
- 委員(鱧谷陽子君) 共同で育児や介護などをするときに時間的な制約があってもという形で入れてもらえたら、どちらにしたって時間的な制約は育児や介護で取られるんですからね。これだけだと女性がするべきことみたいに見えてしまったので、そう思いました。

(「ちょっと休憩を取ってもらっていいですか」の声あり)

委員長(江川慶子君)ただいまよりしばらくの間休憩いたします。

(「14時06分」から「14時07分」まで休憩)

委員長(江川慶子君)休憩前に引き続き会議を開きます。

ご意見ございますか。二見委員。

委員(二見裕子君) 先ほどちょっと提案があったんですが、やはり女性デジタル人材というところですので、このことを進めることによって、仕事の部分で I T業界、男性の割合の比率というのが大きい中で、やっぱり女性、男女平等に仕事をしていく一つが今デジタル人材が不足しているというところですので、そこにしっかりと男女かかわらず仕事していくのを国として押してほしいというところの意見書になるかなと思います。ちょっと文言修正というのは難しいかなというふうに思いました。

委員長 (江川慶子君) 鱧谷委員。

委員(鱧谷陽子君)そしたら、やっぱり男女の経済的自立に向けてというのも、よくよく考えますと女性の経済的自立はデジタル人材育成プランだけでは絶対に進まないというふうに感じますし、だから育児や介護などの時間的な制約があってもというところも、やはり、女性が育児や介護などの時間的な制約があってもデジタルスキルを取れば活用しながら就労できるということに感じます。

本当にデジタルスキルを女性がたくさん取れたとしても女性の問題というのが大きく残ってくる だろうし、これだけでは経済的自立は難しいだろうというふうに感じますので、この意見書はちょ っと反対させていただきます。

委員長(江川慶子君)ほかに質問ございませんか。二見委員。

委員(二見裕子君) 意見書として通らないということですが、男女共同参画という部分を考えたときに、これは一応デジタルの人材を女性でもってというところでありますけれど、これだけのことではないので、これはデジタル人材の育成を国として進めてほしいと、何もほかの女性の就労に関して進めなくていいというようなことの意見書ではないと思いますので、そういう意味で出させていただいた意見書であります。

鱧谷委員のほうからこの意見書は難しいということでしたので、一応私の意見として最後、述べさせてもらいました。

委員長(江川慶子君)ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、本件意見書(案)について意見等をまとめます。

意見が一致しないので、上程しないことにいたします。

次に、4件目の地方の農地の保全と活用のための支援拡充を求める意見書(案)について、補足説明はありますか。二見委員。

委員(二見裕子君) すみません。ちょっと文言が間違っていたところがありますので、3番のところですが、2段目のところで最初に「多面的機能支払交付金」と出ていまして、ずっと来まして「荒廃農地にレンゲを植える等により農地の保全を支援する」というところの交付金の名前が間違っていました。農山漁村振興交付金の文言をすみません、修正でお願いします。

委員長(江川慶子君)記の下の3番ですね。二見委員。

委員(二見裕子君) 記の2段目になります。

委員長(江川慶子君)記の2段目の右側の「保全を支援する」から「多面的機能支払交付金」というの を消してもらって、「農山漁村振興交付金」というふうに訂正してくださいとのことです。言葉の 変更がありました。

変更した上でご意見ください。鱧谷委員。

委員(鱧谷陽子君)すみません。言葉が分からないのがあるんですけれども、「半農半X」というのは どういうふうなことを指すことなのでしょうか。

委員長(江川慶子君)二見委員。

委員(二見裕子君)これ、半分農業をされて半分は別のお仕事をされるという意味です。

委員長(江川慶子君)よろしいですか。鱧谷委員。

委員(鱧谷陽子君)半農半Xという人材というのを確保するためということなんですけれども、今でも 兼農業者というのはたくさんいらっしゃるのではないでしょうか。

委員長 (江川慶子君) 二見委員。

委員(二見裕子君) 今、上の文章にも「農業の現場では、従事者の高齢化や、担い手不足などの課題から」というところがあるんですけれども、農家さんでやはり人材が不足しているという中で、半分農業、半分が別の仕事という、地方自治体と民間企業の連携の下でそういう人材を確保するというところも重要かなというふうに思っております。

委員長(江川慶子君)よろしいですか。鱧谷委員。

委員(鱧谷陽子君)民間事業等へ農地を貸し借りするという、担い手の確保に努めていかれるというふ うなことなんですけれども、どういう民間企業を想定されているんでしょうか。

委員長(江川慶子君)二見委員。

委員(二見裕子君)例えば、ちょっと具体的な例はないんですけれども、2番のところとかもテレワークと農業というところとかもあると思うんです。そういう今、スマート農業とかというふうなことも聞いたことがあるかなと思うんですけれども、農業される方が民間の事業者さんと一緒に農業をしやすくする、例えばビニールハウスで農作物を作っておられる、現場に行かなくてもスマホで遠隔監視をするとかという、そういうのを事業者さんと一緒に進めていくというふうなこともありますので、多面的にいろいろ民間業者とやっていくことというのは、これから人材不足の中で農業をしっかりとやっていただきたいということで、そういう連携も必要になってくるのかなというふうに思っております。

委員長(江川慶子君)ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、本件意見書(案)について意見等をまとめます。

全会一致ですので、追加議案として上程することにいたします。

次に、5件目のギャンブル依存症防止のための適切な対応策を促進させることを求める意見書案 について、補足説明はありますか。矢野委員。

委員(矢野正憲君)今日の午前中に事業厚生常任委員会のほうで、町にギャンブル等依存症の実態調査等を求める請願という形で出された請願をいろいろともんでいただきましたけれども、そこの中で請願者がいろいろと一生懸命に説明をされておりました。この請願書を出されたときに我々議員に懇談してくださいというようなお話があったわけですけれども、そのときに、こういうふうな熊取町議会としてギャンブル依存症対策、防止策の意見書を国のほうに私はもう既に提出しているものだと認識をしておったんですが、いろいろと調べていると意見書がまだ採択をされていなかったというふうな状況になっていることに気がつきました。

今回出させていただいておる意見書というのは、今年の6月に大阪市であるとか堺市、政令市で すね。政令市のほうで6月議会に意見書として採択されたものを私自身が選んで、今回熊取町議会 の中でこういうのが必要じゃないのかというふうな形で意見書を上げさせていただいておるという ふうなことになってございます。

いろいろとあろうかと思いますけれども、やはりギャンブル依存症対策というのはこれから必要になってくるのかなというふうに考えておりますので出させていただいております。どうぞ皆さんと共に国のほうに出せるような形を取りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

委員長(江川慶子君)ご意見等ございませんか。二見委員。

委員(二見裕子君)以前、私のほうで同じような内容の意見書を出させていただいたときに賛成いただけなくて出せなかった経緯もありますし、今回請願にもありましたので、しっかりと依存症についてはやはり国で適切な対応というのは促進していただきたいという思いがありますので、この意見書には賛成させていただきたいと思います。

委員長(江川慶子君)ほかにご意見ございませんか。田中豊一委員。

委員(田中豊一君) 私も、午前中の議論の中でこういう意見書については議会でまとめて皆さんの合意 の下で国のほうに意見書を出すというのは重要なことやと思います。

文言でちょっとお聞きしたいことがあって、それをさせていただきたいんです。

中身については賛成させていただきますけれども、上から2行目のところで「公営ギャンブル」とありますよね。そこからちょっと下、6行目のところで「公営競技」と書いています。これは同じことだったらどっちかに合わせてもらったらどうかなというのが1点と、「公営ギャンブルやパチンコ等」と書いているんですけれども、6行目のところは「公営競技やパチンコ」となっていて、これも「等」が抜けているんで、これもどっちかに合わせてもらうと。それで、下の1番で「パチンコ・パチスロ等」と書いているんで、これが一番具体的かなと思うんで、それでしたら上の2つは「パチンコ・パチスロ等」というのに変えてもらったら整合性がいいんかなと。2行目と6行目ですけれども、そのあたり可能かどうか、お願いします。

委員長 (江川慶子君) 矢野委員。

委員(矢野正憲君)ありがとうございます。2行目の「公営ギャンブル」のほう、「公営競技」に、今意見をいただきましたので統一したいなというふうに思っております。

「パチンコ・パチスロ」、こちらのほうに「パチンコ等」というのは変えさせていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

委員長(江川慶子君) すみません、確認します。

2行目、「いわゆる公営ギャンブル」のところを「公営競技」でよろしいですか。それで、6行目はそのまま、記の下の1のところが「パチンコ等について」ということでよろしいですか。矢野委員。

委員(矢野正憲君) 「パチンコ」のところを「パチンコ・パチスロ」で、後ろに「等」がつくということですよね。

委員長(江川慶子君)「パチンコ・パチスロ等」。

(「一番上」の声あり)

委員長(江川慶子君)矢野委員。

委員(矢野正憲君) 2行目やね。

6行目も、「公営競技やパチンコ」とあるのを「パチンコ・パチスロ等」。

委員長(江川慶子君)パチンコとパチスロ等……。えっ。矢野委員。

委員(矢野正憲君) 「パチンコ等」を「パチンコ・パチスロ等」に変えるという形で統一できるかなと いうふうに思います。

委員長(江川慶子君)記の1番のところは「パチンコ・パチスロ等」そのままで、2行目のところが「公営ギャンブル」が「公営競技」に変わるということと、6行目の「公営競技やパチンコ・パチスロ等も含めた」というふうな文言に変わると。その2か所ということですね。

(「2行目の『パチンコ等』も『パチンコ・パチスロ等』になる」の声あり)

委員長(江川慶子君)こっちもね。「パチンコ」と書いているところは「パチンコ・パチスロ等」に入れると。ということは2か所変更ということでご意見が出ていますが、どうでしょうか。変更でよろしいですか。

じゃ、その部分はそのようにさせていただきますが、ほかにご質問ございませんか。ご意見ございませんか。 きる委員。

- 委員(鱧谷陽子君)一番初めの「『特定複合観光施設区域整備計画』の区域認定がなされる見込みである」というところ、まだ見込みと言えるのかどうかちょっと分かりませんけれど、「認定については国の審査が行われているが」に変えていただけたらありがたいんですが。
- 委員長(江川慶子君)文章の1行目の「認定がなされる見込みである一方」というのを、「がなされる 見込みである一方」を削除して「認定について、国の審査が行われているが」というふうに変更し てほしいと。「区域認定について、国の審査が行われているが、いわゆる」というふうに続くよう に、そのような訂正が入りましたが、よろしいですか。矢野委員。
- 委員(矢野正憲君)問題ございません。
- 委員長(江川慶子君)じゃ、そのように変更するということで、ちょっと訂正の文章がたくさん入りましたけれども、この訂正の入った分でほかにご意見ございませんか。特に反対意見はなかったように思うんですが。

(「なし」の声あり)

それでは、本件意見書(案)について意見等をまとめます。 全会一致ですので、追加議案として上程することにいたします。

委員長(江川慶子君)次に、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出についてでございますが、次期議会(定例会までの間に開かれる臨時会を含む)会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、令和4年9月定例会閉会から令和4年12月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議がないようですので、追加議案として、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出をいたします。

以上で、令和4年9月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについての件を終了いたしますが、ほかに何かあれば承ります。何かございますか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これをもちまして議会運営委員会を閉会いたします。

なお、追加議案書につきましては、9月27日にアップロードの予定となっております。ご協力ありがとうございました。

(「14時28分」閉会)

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議会運営委員会委員長

江川慶子

# 総務文教常任委員会

# 総務文教常任委員会

月 日 令和4年9月16日(金曜)招集 場 所 熊取町役場議場 文 野 慎 治 大 林 隆 昭 出席委員 委 員 長 副委員長 委 員 浦川佳浩 委 員 河合弘樹 二見裕子 委 員 矢 野 正 憲 委 員 子 委 昌 江 川 慶 欠席委員 なし 説明員 町 長 藤原敏 司 副 町 長 南 和仁 教 育 長 岸 野 行 男 総合政策部長 東野 秀 毅 総合政策部理事 野津 惠 総務部長 藤原伸彦 総務部理事 住民部長 晃 哉 木村直義 巖 根 住民部理事 山本浩義 健康福祉部長 山本雅隆 耕二 健康福祉部理事 松浪敬 都市整備部長 田中 都市整備部理事 白 川 文 昭 教育次長 阪 上敦司 教育委員会 田哲哉 企画経営課長 近 藤 政 則 原 事務局理事 裕 三 財政課長 田陽 介 総務課長 瀨 野 竹 総務課参事 人 事 課 長 井 口雅 和 橘 和彦 山戸 税務課長 松藤茂孝 住民課長 由紀美 健康・いきいき 学 環境課長 島 尾 石 川 節子 高 齢 課 長 根来雅美 介護保険課長 障がい福祉課長 馬 場 智 代 生活福祉課長 降井広志 子育て支援課長 野津博美 上正順 保険年金課長 阪 道路公園課参事 宮 内 要重男 学校教育課長 三原 順 学校教育課参事 伊 東 浩 一 生 涯 学 習 生 涯 学 習 立石則也 大 屋 真 志 推進課参事 推進課長 図書館長 原田貴 子 事 務 局 議会事務局長 林 利 秀 記 道端秀明

#### 付議審査事件

議案第45号 選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部 を改正する条例

議案第46号 育児休業条例の一部を改正する条例

議案第48号 工事請負変更契約の締結について(熊取駅西交通広場整備工事(3-1))

議案第49号 熊取町立小中学校校務用ノートパソコン機器の購入について

議案第52号 令和4年度熊取町一般会計補正予算(第6号)

委員長(文野慎治君)皆さん、おはようございます。議案の審査に当たりましては、十分に意を尽くされ、ご審議をいただき、併せて議事が円滑に運びますようにご協力をお願いいたします。

本日の委員会には、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めております。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから総務文 教常任委員会を開会いたします。

# (「10時00分」開会)

委員長(文野慎治君)なお、発言される方は、挙手の上、着座で、マスクはつけたまま発言していただ きますようお願いいたします。

また、本日の会議では、案件の終わられた方は会議の途中でも退席していただいて結構ですので、 申し添えます。

なお、新型コロナウイルス感染症への対策として、換気のため、一部の窓を開けておりますので、 ご了承ください。

それでは、付託審査事件について、議事に入ります。

去る9月8日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案5件の審査を行います。議案 については、提案理由並びに内容の説明は既に本会議の中で行われておりますので、省略いたしま す。

なお、補足説明があれば承ります。補足説明はありませんか。藤原町長。

町長(藤原敏司君)補足説明ございませんので、よろしくお願いいたします。

委員長(文野慎治君)補足説明なしと認めます。

以上で補足説明を終わります。

委員長(文野慎治君)初めに、議案第45号 選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の 公営に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。江川委員。

委員(江川慶子君)公職選挙法の改正ということで、今回、主に金額の変更ですが、教えてほしいんで すが、これは背景に何かございますか。

委員長(文野慎治君)瀨野総務課長。

総務課長(瀬野裕三君)公職選挙法に規定する選挙公営の単価ということでございますが、人件費とか物価の変動等を考慮して、3年に1度の参議院議員の通常選挙の年に基準額の見直しをすることが例という形になってございますので、今回の改正に至っているという状況でございます。

以上です。

委員長(文野慎治君)江川委員。

委員(江川慶子君)分かりました。ありがとうございます。

その金額というのは、地方だったらどう、都市部はどうとか、そういった全国で一律なのか、ちょっと格差があるのか、その辺ちょっと参考のために教えてください。

委員長(文野慎治君)瀨野総務課長。

総務課長(瀨野裕三君)こちらは、公職選挙法施行令のほうに金額のほうが一律で規定をされているものでございます。そちらの金額を町の条例にも適用して改正を行うものでございます。

以上です。

委員長(文野慎治君)江川委員。

委員(江川慶子君)分かりました。ありがとうございます。

委員長(文野慎治君)ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第45号 選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第45号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(文野慎治君)次に、議案第46号 育児休業条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。 それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。江川委員。

委員(江川慶子君)何度もすみません。育児休業が、これで取りやすくなるということなんでしょうか。 説明聞いているんですが、ちょっともう一度、分かりやすくご説明お願いします。

委員長(文野慎治君)橘人事課長。

人事課長(橘 和彦君)今回の条例改正のみならず、併せて規則改正も行っておりまして、そもそも令和3年の人事院勧告時に、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出が併せて出されておりまして、これまで3段階で育児休業の制度が改正されてございます。令和4年1月1日付、令和4年4月1日付、そして今回の10月1日付で3回改正を行っておりまして、今回の改正におきましては、育児休業の回数が、原則今1回しか取れないんですけれども、それが2回まで取れることに。また、この育児休業とは別に、出生後8週間以内までの育児休業を、原則これも1回のところが2回まで取れるようになる。また、取る申出の、いつまでに申出しなさいというのが、1か月前までであったことが、2週間前まででいいですよというような改正になってございます。

あと、非常勤職員に関しましても、育児休業が取りやすい改正も併せて行っております。

また、育児休業ではないんですけれども、育児参加のための休暇が5日間あるんですけれども、これを産後8週間以内までしか取れない休暇なんですが、これを1年、1歳に達するまで取れる期間を延長する。また、期末手当、勤勉手当における在職期間の算定、これについても有利に働くような改正を行っておりまして、まさしく育児休業等子育てしやすい状況を整えるための改正でございます。

以上です。

委員長(文野慎治君)江川委員。

委員(江川慶子君)ありがとうございます。よく分かりました。

非常勤職員のところなんですけれども、これは会計年度職員も含むんでしょうか。

委員長(文野慎治君)橘人事課長。

人事課長(橘 和彦君)基本的に会計年度任用職員に対してになります。

委員長(文野慎治君)江川委員。

委員(江川慶子君)分かりました。

会計年度職員にも該当するということで、会計年度で雇用される職員が、そういった中で、出産 とかそういうのを控えていながら職員になるということが、ちょっとなりにくい状況がずっと、採 用になるのかなという気もあって、ちょっとお聞きしたいんですけれど、これまでにそういった方 で該当するような方はおられたんでしょうか。

委員長(文野慎治君)橘人事課長。

人事課長(橘 和彦君) これまで、会計年度任用職員制度になりまして、会計年度の任用期間中に出産、 そして育児休業を取られている方も常にいらっしゃいます。それが、任用期間の制限を解除したり とかしていますので、今後より取りやすい状況になろうかと思います。

ただ、出産を控えている方が、ちょっと応募があるかどうかというのは、現時点ではあまりさほど例がないかなとは思っておりますので、基本的には、任用期間中に出産されることになった場合に適用されていくといいますか、育児休業の申請が上がってくるのかなというふうには思っております。

以上です。

委員長(文野慎治君)江川委員。

委員(江川慶子君)分かりました。

必要な職員は正職員でというのが私たちが要望していることなんですが、こういったケースに対しても制度がよくなるということで理解しました。ありがとうございます。

委員長(文野慎治君)ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第46号 育児休業条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第46号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(文野慎治君)次に、議案第48号 工事請負変更契約の締結について(熊取駅西交通広場整備工事(3-1))の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。江川委員。

委員 (江川慶子君) すみません、ないようでしたら。

資材価格の高騰によるものということで、今回、町民会館のホールの建て替えについても同様な 説明を受けました。入札して決まった金額からこういった変更があるということに対して、この質 問一つに関わるわけじゃないんですけれども、ほかにもこういったことが影響が出てくることはな いのかなと、ちょっと気になりましたので、入札後の価格変更の取扱いというのはどうなっている のかなと思って質問させていただきます。

委員長(文野慎治君)井口総務課参事。

総務課参事(井口雅和君)ちょっと全体的な話ということでご説明させていただきます。

こちら、工事請負契約の中で、スライド条項という条文がございます。こちらについては、予期することのできない特別な事情、今回、最近に見る経済情勢であるとかエネルギー価格、燃料価格の状況でございますが、そういうことによって、請け負った時点以降に価格変動があれば、それは請負者との協議、または、変更によって請求できる措置というのを条文のほうで定めてございます。今までは過去にそういった大きな工事期間中での変動ということがなかったので、こういう変更というのはなかったように記憶はしているんですが、ここ最近の変動の幅というのはかなり大きいものがございますので、今後落ち着いていく可能性もございますが、請負者に対して不利益にならないように正当な変動価格を協議の上定めて、それは変更に該当するものと認めるものを変更価格として定めるものでございます。

以上です。

委員長(文野慎治君)江川委員。

委員(江川慶子君)分かりました。

初めて聞いたんですけれど、スライド条項というのがあるということで、請求する措置があるので、それにのっとって、また対応するということですね。分かりました。ありがとうございます。 委員長(文野慎治君)よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。河合委員。

委員(河合弘樹君) すみません、防犯カメラ3基設置とあるんですけれど、ちなみに、これ駅東のロータリーのほうは何台あるか分かりますか。

委員長(文野慎治君)白川都市整備部理事。

都市整備部理事(白川文昭君)駅東ロータリー部分には、現在は5基設置、ロータリー地内に3基、自

由通路部分のエレベーターの1階部分、駅下にぎわい館部分と、それから上がった2階の自由通路部分に2か所設置して、合計5基となってございます。

委員長(文野慎治君)河合委員。

委員(河合弘樹君)分かりました。ありがとうございます。

委員長(文野慎治君)ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第48号 工事請負変更契約の締結について(熊取駅西交通 広場整備工事(3-1))の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第48号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(文野慎治君)次に、議案第49号 熊取町立小中学校校務用ノートパソコン機器の購入について の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。二見委員。

委員長(文野慎治君)二見委員。

委員(二見裕子君) すみません、指名競争入札が5社だというふうにお聞きしましたが、辞退等はなかったのでしょうかというところと、あと、予定価格のほうは幾らで上げていたんでしょうか。その 辺お聞かせ願えますか。

委員長(文野慎治君)三原学校教育課長。

学校教育課長(三原 順君)まず、辞退の状況なんですけれども、18社に指名連絡をして5社が応札に なっています。なので、13社が辞退という状況になります。

それと、予定価格については、税抜1,285万6,300円が予定価格として設定をしております。 以上です。

委員長(文野慎治君)二見委員。

委員(二見裕子君)18社を指名して、最終的に5社だったということですね。予定価格が1,200万円ということですか。これ、今1人1台の校務用のパソコンというのが、令和元年度あたりで全部配備されたかなというふうには思っているんですけれども、1人1台の校務用パソコンというのは、全体で何台ですか。

委員長(文野慎治君)三原学校教育課長。

学校教育課長(三原 順君) すみません、全体の台数が、ちょっと手持ちにないので申し訳ございません。 すみません、台数としては235台になります。

委員長(文野慎治君)二見委員。

委員(二見裕子君)パソコンの機器なんで更新というのがあると思うんですけれども、今回、廃棄が73で、パソコンがライセンスを入れて74台ですかね、ということで、今235台であると、更新していく年数というのが、この大体台数で、毎年更新が入ってくるというような感じですか。更新自体が、大体パソコンの耐用年数は何年ぐらいですか。

委員長(文野慎治君)三原学校教育課長。

学校教育課長(三原 順君)この校務用パソコンに関しては、更新は5年ごとというふうに考えております。大体1年当たり、少ないところは1桁なんですけれども、導入している時期によって凸凹はあるんですけれども、大体70台前後、あるいは50台前後というペースで更新をしていって、235台を5年たったら全部更新しているという、そういう状況になるのかなと思います。

以上です。

委員長(文野慎治君)二見委員。

委員(二見裕子君)あと、すみません、ちょっと何点か聞きますけれど、今まで過去に物品でも、議会のほうに物品の入札の調査書というのを提示していただいていたかなと思うんですけれど、前回ぐらいからですかね、なかったので、ちょっとどこがどれぐらいの金額を出されて、今回最低価格で落とされたというのは分かるんですけれど、どの企業が入札を辞退されてというのの中身というのが見えないなというのを、ちょっと今回見ながら、過去にやはりいろいろノートパソコンの購入については、委員会でいろんな附帯条件つけながらというのをやってきた経緯がありますので、ちょっとその内容が見えないというところで、ちょっと細かく、すみません、今回ちょっと聞かせていただいているんですが、18社指名して、13社辞退されたということで、1,200万円の予定価格に対して、今回899万円というふうになったということなんですけれど、この金額は、5社ともこの金額を提示したんですか。ということではないか。

委員長(文野慎治君)三原学校教育課長。

学校教育課長(三原 順君)金額に関しては、入札で有効となっている入札金額に関しては3社あったんですけれども、残りの2社無効になっています。金額を入れていただいた3社に関しては、それぞれ違う金額での入札となっております。

予定価格なんですけれども、もう一度お伝えしますと、税抜で1,285万6,300円、税込みで1,414万1,930円になります。議案書のほうで記載をさせていただいている契約の金額899万9,870円は、税込みの金額になります。

以上です。

委員長(文野慎治君)二見委員。

委員(二見裕子君)このパソコン購入に当たって、仕様書というんですか、どういうパソコンでというのを上げたかなと思うんですけれど、国内物にするとか、メーカー指定とか、自由にどのようなものでもというスペックであったりとか、そこら辺は何か指定されたんですか。

委員長(文野慎治君)三原学校教育課長。

学校教育課長(三原 順君)機種を、例えば、この1機種に限るとか、そういうふうな仕様にはなって ございませんでして、基本は、例示を挙げた上で同等品も可能というふうな仕様にしておりますの で、基本はスペックをこの仕様の中に入れさせていただいているということになります。 以上です。

委員長(文野慎治君)二見委員。

委員(二見裕子君)分かりました。いつも大体この校務用パソコンのときは、18社ぐらい多分指名しているのかなと、ちょっと過去を見ていたら、やっぱり最終的に5社ぐらいしか残ってこないというようなことであるので、その辺どうなのかなというところが1点と、金額的には1,400万円に対して899万円ですか、金額は予定とする価格よりも抑えられているので、その辺については競争されて入札されたかなというふうに思うんですけれども、安いのを持ってくるというか、台数が多いから安くなるのかもしれないですけれど、その辺、機種として大丈夫なのかなというところとかは、どうなんですか。

委員長(文野慎治君)三原学校教育課長。

学校教育課長(三原 順君)機種が安いということで、その辺の安定性といいますか、信頼性ということになるというご質問かなと思うんですけれども、基本は、保証期間も含め、機器の故障があったときの切り分けを中心とした保守等もつけた上での仕様ということで仕様書を作らせてもらっていますので、基本的には信頼できるメーカーからの分であるというふうには感じておりますし、実際に各校の導入されているそのパソコンについても、過去で故障があったパソコンについては、直近5年でいいますと、1台しか故障はしていないというところもありますので、そのあたりはこちらとしては大丈夫なのかなというふうには感じております。

以上です。

委員長(文野慎治君)阪上教育次長。

教育次長(阪上敦司君)機種選定に当たっては、先ほど課長が申し上げましたように、一定のスペック を提示した上で同等品可ということで、中古品は駄目よというふうな規定はしています。

システムのこの仕様書については、我々これ業務で使っているパソコン、これは情報政策のほうで一括で、同じように5年サイクルぐらいで更新をしていっているんですけれども、当然、仕様書作成に当たっては情報政策の担当のほうと相談もさせていただいて、学校のほうのシステムについては、そのシステム運用のところで、一定のスペックどれぐらいのものが要るのという話の中で選定をさせてもらっています。

この手の機械というのは、新しい機械でそれなりの値段の物を買えば、当然5年前の機械よりはかなりよくなっているというのが現状ですので、一定のシステムの運用上の仕様というのを見て、町全体のパソコン等の購入をしている情報政策課のほうにも、仕様内容を確認させていただいて、ほぼほぼ同じ内容になっていると思います。それで、入札をさせていただいているという状況でございます。

以上です。

委員長(文野慎治君)二見委員。

委員(二見裕子君)分かりました。

そのときそのときの入札で単価は少しずつ変わったりとかしていることもあるんですけれども、パソコンのみのときであったりとか、廃棄を含めるものがあったりとか、いろいろあるのかなと思うんですけれど、同じ業者ばかりをやはり選定していくのではないのかなという、ちょっとそういう懸念もありましたので、過去に平成29年と平成30年に仕入れ、校務用パソコンは同じ業者でしたし、令和元年の9月に入札したところと今回のパソコンは同じ業者であったというので、やはり同じ業者が取っていったりとかするようなことがちょっと多いのであるならば、やっぱり有利とかというんじゃないですけれども、そういうのは大丈夫なのかなというのも少し思いましたので、そのあたりは、たまたま手を挙げて価格が一番安かったというところで決まったというところなんですか。

委員長(文野慎治君)三原学校教育課長。

学校教育課長(三原 順君)基本は指名競争入札でございますので、指名をさせてもらうときの一定の 基準に応じて18社を選定させていただいて、そこで価格のほうは落札はしていただいていますので、 基本は公正な競争の中で業者を選定させていただいているような状況ではございます。

委員長(文野慎治君)二見委員。

委員(二見裕子君)分かりました。できれば以前のように、ちょっと物品ですけれども、その入札の内容が分かるようなものが提示していただけるなら、ありがたいんかなというふうに思いますので、今後もし、物品なので、各課で提示していただけるかどうかというのは、工事であればホームページを見ても載っていますけれども、やっぱり物品というのは分からないところでありますので、もし提示できるようでしたら、また要望としてお願いしたいなというふうに思います。

委員長(文野慎治君)三原学校教育課長。

学校教育課長(三原 順君)この契約調書に関しましては、物品を含め全体の契約調書に関しては、役場の1階のほうで、簿冊のほうでとじさせていただいて公開という形でさせていただいているのが現状です。議員宛てにこの契約調書を、例えば参考提供ということについては、ちょっとまた全体の中でのバランスということになるかなと思いますので、またそのあたりは内部でも話はさせていただきます。

委員長(文野慎治君)二見委員。

委員(二見裕子君)分かりました。また、内部で検討をしていただいたら。

タブレットになってからは、いただいていないです。それまでは、物品も工事も全て議会のほう

には、たしか提示されていて、事務局のほうに1枚は貼っていただいていたかなというふうに思いますので、ちょっと今後それも検討していただいたら、皆さんがどういう契約でというのが分かりやすいかなと思いますので、要望しておきます。

以上です。

委員長(文野慎治君)ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、議案第49号 熊取町立小中学校校務用ノートパソコン機器の購入についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第49号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(文野慎治君)次に、議案第52号 令和4年度熊取町一般会計補正予算(第6号)の件を議題といたします。

質疑につきましては、説明員の出席の都合上、総務文教常任委員会所管分と事業厚生常任委員会 所管分とに分けて質疑を行います。

まずは、本議案のうち、総務文教常任委員会所管の総合政策部、総務部、教育委員会事務局分に 関する質疑を行います。質疑はありませんか。二見委員。

委員(二見裕子君) すみません、9ページのくまとりふるさと応援基金の繰入金で使っている分なんですが、1つは、コロナの生活支援パックのほうを上げているかなと思うんですけれども、この経過と現在の状況について教えてください。

委員長(文野慎治君)近藤企画経営課長。

企画経営課長(近藤政則君)生活支援パックにつきましては、次の事業厚生所管のときに詳しく聞いていただいたらと思うんですが、財源としまして約120万円程度、こちらを繰入金の内訳として今回入れているんですけれども、経過等につきましては、申し訳ございません、後ほどご確認いただければと思います。

委員長(文野慎治君)ほかに質疑はありませんか。江川委員。

委員(江川慶子君)17ページ辺りになるのかな。事業のほうで、給食費の補塡というのがあるんですが、 小・中学校のほうについては、給食費の高騰の部分というのはどのようになって、今回含まれてい ないので、今後ということになるんでしょうか。

委員長(文野慎治君)伊東学校教育課参事。

学校教育課参事(伊東浩一君)給食費の高騰についてご説明します。

基本的に、給食費の食材費のほうは、年間契約といいますか、当初、契約しているものが3月末まで、その年度内には有効であったりとか、そのようなものも多くございます。一定この下半期の分で、若干の価格の値上がりというのが散見されまして、今後、僅かながらちょっと徐々に給食の食材に係る部分が値上がりが予想されておるんですが、今現在、現時点では、ちょっとまだ影響がないというような状況でございます。

以上です。

委員長(文野慎治君)江川委員。

委員(江川慶子君)分かりました。事業との関連でちょっと聞きたかったんで、聞かせていただきました。

それと、この中学校の給食事業の会計年度任用職員が府から来られるということで、一般会計で

はマイナスというふうな処理の提案ですよね。それで、最後の職員数のところなんですけれども、 18ページのほうになるんですね、一応報酬としては、括弧して三角1というのが、これに当たるん でしょうか。

委員長(文野慎治君)橘人事課長。

人事課長(橘 和彦君) おっしゃるとおりで、括弧はパートタイム会計年度任用職員についての外書きですので、今回、会計年度任用職員1名減員しているところが、18ページ、また、19ページのイの会計年度任用職員のところの人数を見ていただいたとおりでございます。

以上です。

委員長(文野慎治君)よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。二見委員。

委員(二見裕子君) すみません、13ページの備品購入費のところで、東館2階の執務室の空調更新とい うのの項目があると思うんですけれども、これ、ちょっと内容を教えてください。

委員長(文野慎治君)井口総務課参事。

総務課参事(井口雅和君) こちらでございますが、東館の2階のフロアの空調設備の機器更新でございます。

経過としましては、東館につきましては平成8年建築、その時点での空調設備の設置でございます。それ以後、メンテナンスをしてございますが、昨年度においては、1階の空調機の室外機が故障により空調が効かない状態が発生いたしました。年間の保守の点検の中で、2階の機器についても出力異常が確認されましたので、この補正予算をもって機器更新をさせていただきたいと考えてございます。

以上です。

委員長(文野慎治君)二見委員。

委員(二見裕子君)これ、台数は何台とかあるんですか。

委員長(文野慎治君)井口総務課参事。

総務課参事(井口雅和君)よくお部屋にあるルームエアコンという形式ではなくて、天井の埋め込み式になってございます。現状、室外機については、各フロアで3基ずつで動かしているんですが、昨年度の実績でいきますと、機械の性能もよくなってきて、室外機が2台で運用できるような形態にもできますので、その辺はちょっと検討して、効率のよいものを導入したいと考えてございます。以上です。

委員長(文野慎治君)二見委員。

委員(二見裕子君)分かりました。

あと、その上の庁舎維持管理費の光熱水費というのが、説明でもありましたけれど、電気代とかの値上がりで不足分ということで金額が上がっているんですけれど、大体いつも使っているのに比べて何%ぐらい上がっているんですか。

委員長(文野慎治君)井口総務課参事。

総務課参事(井口雅和君)少し全体的な説明をさせていただきますが、よろしいでしょうか。

こちらについては、平成28年度より電力の小売というところで、入札をもって事業者を決定して、電気料金を安く抑えるというところで運用してまいりました。ここ最近のエネルギー価格の高騰によって、新聞等でも報道ございますが、新電力事業者が撤退をしていく、または値上げをしていくというところで、経営がなかなかうまくいっていない状況に、現在きてございます。

その影響を受けまして、今年度については9月末日までが電力小売の業者の契約がありますので、10月以降の事業者を決定するために一般競争入札を行いましたが、事業者が決まりませんでした。それ以後、指名競争入札を試みるであるとか、現状の契約者に継続契約ができないかとか、いろいろ手を尽くしたんですが、結局のところ新しい事業者が見つかりませんでして、そういう場合の対応でございますが、関西電力のほうで最終保障契約ということで、電力事業者が決まらない場合、そちらで契約をいただけるという制度がございます。そちらの制度をもって、今回、電気料金を試

算してございます。

それでいきますと、通常の関西電力の基本料金の価格に対して、最終保障契約でいくと、単価としては約1.2倍、あとは、夏時期とその他の時期ではちょっと変わるんですが、それも約1.2倍ほどの単価が上がるんですが、これはあくまで関西電力との価格差であって、今までは、関西電力の基本価格よりかなりお安い値段で契約ができてございましたので、現状の予算から比べるとかなりなアップになります。

大体試算でいきますと、1.5倍から1.7倍になる見込みがございます。というのも、あくまで今現在の試算でして、今後、まだエネルギー価格の高騰によって電気料金の価格が上昇する可能性もございまして、まずは今年度、下半期の予算不足が考えられますので、これについては総務課のほうで、役場庁舎以外、ほか13施設、お隣のふれあいセンターであるとか、小学校・中学校、煉瓦館、そこら一括して入札をかけてございますので、今回その施設の電気料金の不足が見込まれるというものでございます。

以上です。

委員長(文野慎治君)よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。河合委員。

委員(河合弘樹君)空調の関連なんですけれども、天井の埋め込みエアコンの、定期的に掃除とか、10年に1回とか、そういったものはやっているんですか。

委員長(文野慎治君)井口総務課参事。

総務課参事(井口雅和君)庁舎の中のエアコンについては、年間の保守契約を入札によって業者を決めまして、年間の定期清掃、点検、保守を行ってございます。

委員長(文野慎治君)よろしいですか。ほかに。江川委員。

委員 (江川慶子君) 17ページの教育情報化推進事業についてお伺いします。

GIGA端末の持ち帰り用モバイルルーターの追加加配に伴う通信費ということで、附属資料のほうで書かれているんですが、ちょっと中身をもう少し教えていただけますか。

委員長(文野慎治君)三原学校教育課長。

学校教育課長(三原 順君) それでは、端末持ち帰りに係るモバイルルーターの通信費の、これ補正予算となってございます。

現在、契約済みのモバイルルーターに関しては50台分でございます。通年で50台分の通信費を契約してございます。

この50台で、一旦はこの夏休みに中学校での持ち帰りを3中学校で実施をしてもらいまして、それは50台で何とか足りたという状況にはなっているんですけれども、小学校については、この2学期以降に持ち帰りのほうを計画しているところでして、この小学校の持ち帰りをするに当たって、今現状の50台では台数が少し不足するというところで、その足らずの分、プラス65台分になるんですけれども、各小学校からの調査の結果で65台が必要だということで、今回補正予算とさせていただいています。

契約の月数に関しては、今のところ3か月分ぐらいで大丈夫かなというふうに思っておりまして、例えば冬休みであるとか春休みの間に持って帰ってもらったり、あるいは学校によっては平日に持ち帰ってもらってもいいように、例えば学年を分けて、高学年を先に例えば持ち帰ってもらう、それで必要な台数を使っていただく、そのような計画で思っております。

以上です。

委員長(文野慎治君)江川委員。

委員(江川慶子君)分かりました。

Wi-Fiが家になかったらば、持ち帰っても使えない状況がありますので、家庭の状況によって必要な家庭もありますので、配慮していることが分かりました。

ちなみにこの通信費については、後で請求とかないですよね。個人負担というのはないんですよ ね。 委員長(文野慎治君)三原学校教育課長。

学校教育課長(三原 順君)児童・生徒、あるいはその家庭からの負担ということに関しては、ないです。

以上です。

委員長(文野慎治君)江川委員。

委員(江川慶子君)分かりました。

ぜひ、そういった形で、ついていないところの家庭のフォローをしていただいているということで理解しました。ありがとうございます。

委員長(文野慎治君)よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で、総務文教常任委員会所管の総合政策部、総務部、教育委員会事務 局分に関する質疑を終了いたします。

説明員を交代するため、ただいまからしばらくの間、休憩いたします。

## (「10時44分」から「10時48分」まで休憩)

委員長(文野慎治君)休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、本議案のうち、事業厚生常任委員会所管の住民部、健康福祉部、都市整備部分に関する質 疑を行います。質疑はありませんか。二見委員。

委員(二見裕子君)すみません、先ほど間違ったので、ちょっと聞かせていただきます。

新型コロナウイルス感染症等の生活支援事業の支援パックの件でお聞きします。今現状の状況と か追加分とかという、その辺のあたりを教えてください。

委員長(文野慎治君)降井生活福祉課長。

生活福祉課長(降井広志君)生活支援パックの実績等についてお答えさせていただきます。

生活支援パックにつきましては、令和3年度で、1月から3月の実績としまして116件ございます。令和4年に入りまして、4月から8月までで415件の実績が、配送のほうさせていただいております。

状況としましては、8月の第7波に入ったところからかなり件数が増えておりまして、8月のみで254件の配送のほう行っております。

以上です。

委員長(文野慎治君)二見委員。

委員(二見裕子君)今回、追加分、これ何個分ですか。

委員長(文野慎治君)降井生活福祉課長。

生活福祉課長(降井広志君)今回の予算要求につきましては、まず10月から12月分までを想定しまして、 3か月で、1か月60件を見込みまして今回の金額のほうを算出させていただいております。 以上です。

委員長(文野慎治君)二見委員。

委員(二見裕子君)一気に広がったときに、担当のほうにもお伝えしましたけれど、やっぱりなかなか 支援パック、連絡してもというところで、大阪府のほうも保健所のほうから案内していただけると いうところで、そちらのほうの案内もしていただいたりしたんですけれど、やはり住民としては、 本当に若い方は何とか周りの方に声かけてと、買物していただいたりとか、ネット使える方は問題 ないんですけれども、高齢者の方、本当にお独りの方であるとかというところが、保健所からの対 応でもなかなか時間かかったりとかという、そういう心配がすごくありましたので、せっかく熊取 町は本当に早くにやっていただいているので、もう少し手がうまく届いたらよかったのかなと思うんですけれども、本当に商品というか、生活支援パックがなくなったときの対応というのは、どん

な感じでしていただいたんですか。

委員長(文野慎治君)降井生活福祉課長。

生活福祉課長(降井広志君)こちらのほうも、先ほどおっしゃっていただいたのは、多分8月の状況かと思うんですけれども、そのときは、日にかなりの件数が申請のほう、お申込みのほうがありまして、なかなか物品のほうが届くまでにちょっと時間がかかったりということで、できる限り期限の迫っている方を優先して、まず送ったりとかという形で対応のほうはさせていただいておりました。今現状は、若干件数的にも落ち着いてきておりますので、できる限り、申込期限が短くなっている関係で、どうしてもお申込みいただいてからも、すぐにもう期限が来るというような状況になっておりますので、できる限り早くに配送のほうさせていただくように手続のほう取らせていただいております。

以上です。

委員長(文野慎治君)二見委員。

委員(二見裕子君)分かりました。

一気に本当にたくさんの方がというところで、大変だろうなというのもありましたし、本当に動けない方にとっては、やっぱりそれがすごく命綱的なこともありますので、うまく府のほうが先に届いたという場合もありますので、またこういう状況があるかなというふうにも思いますので、またよろしくお願いしたいと思います。

続いて、すみません、もう一件いきます。

委員長(文野慎治君)どうぞ。二見委員。

委員(二見裕子君)15ページの子育て支援事業のところで、この子どもの権利月間事業というので、謝 礼金等上がっていると思うんですけれども、この辺の内容等、いつするのかというのとか、教えて いただけますか。

委員長(文野慎治君)野津子育て支援課長。

子育て支援課長(野津博美君)それでは、子育て支援事業についてご説明させていただきます。

今回計上させていただいておりますのは、謝礼金、消耗品費、印刷製本費になるんですけれども、こちらは、11月に講演会、あと町民文化祭がございますので、そちらのほうで啓発を行っていくためのブースを設置したいと考えておりますので、そちらに係る分の経費を計上させていただいているものでございます。

以上です。

委員長(文野慎治君)二見委員。

委員(二見裕子君)11月、日にちはまだ、講師もまだというところですか。これからというところですか。

委員長(文野慎治君)野津子育て支援課長。

子育て支援課長(野津博美君)講師につきましても、今、調整中でございまして、もう少ししたら確定 するかと思いますので、また決まりましたらご案内のほうさせていただきます。 以上です。

委員長(文野慎治君)ほかに質疑はありませんか。江川委員。

委員(江川慶子君)13ページの、先ほどちょっと総務のほうでも聞かせてもらったんですけれど、民間保育所等の助成事業のところで、副食費です。物価高騰に伴う民間保育所の副食費の対策として、民間施設に対応した192万7,000円、補正なんですけれども、公立保育所は自園式でないんで、事業者を介しての給食になっているんで、今のところそういった話が出ていないんだろうなというふうに思ったんですが、公立保育所についてはどうなんでしょうか。

委員長(文野慎治君)松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事(松浪敬一君)公立保育所は、今、3か所なんですけれども、今は給食は委託という形でやっているんですけれども、給食本体については年間契約で、単価契約という形で締結をしてお

りまして、その金額で、今、支給していただいているというところでございます。特に、今のところ物価高騰による値上げとかいう要求といいますか、要望は受けていないところでございます。

一方、給食以外で、おやつであったりとかの分については、やはり加工品の上昇とかも散見されるところではあるんですけれども、予算的には、今年度、令和4年度の当初予算で年間分の予算を取っているんですけれども、一定予算については、当初予算を取るときに、当初予算の積算では町立保育所3か所で432人の入所児童を見込んで給食費の予算を取っているんですけれども、実際のところが、この9月1日現在で392人というところで、予算的にはまだ余裕があるというところで、そこで運営をできているという状況でございます。

以上です。

委員長(文野慎治君)よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。二見委員。

委員(二見裕子君)15ページのごみの収集事業のところなんですけれども、指定ごみ袋の作成の費用が物価高によって追加というので上がっているんですけれども、これ、どれぐらいの費用のアップ率になるんですか。

委員長(文野慎治君)島尾環境課長。

環境課長(島尾 学君) 我々1年に1度、入札ということで作らせていただいているんですけれども、 当初予定したものよりも高くなっているということで、それはもう事前にいろいろ調査した結果、 京都府のある市では1.5倍の状況でございました。今回、ちょっと細かいところはあれですけれど、 1.23倍とか1.3倍とか、その辺の金額になったということを、すみません、記憶でちょっと申し上 げて申し訳ないんですけれど、それぐらいやったと思います。

#### 委員長(文野慎治君)二見委員。

委員(二見裕子君)分かりました。

もう全て物価高というところで、かなり、ほかのところもですけれども、費用がかかってきているのかなと思います。ありがとうございます。

すみません、あと、もう一点、すみません。

ちょっと教えていただきたいんですが、13ページの高齢者福祉事業のところの介護施設等に簡易 陰圧装置4施設というのがあるかなと思うんですが、このちょっと説明をお願いいたします。

委員長(文野慎治君)石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長(石川節子君)こちらは、今回、新型コロナウイルスの感染症対策として、老人ホームとかサ高住とか、そういうところでの感染対策に係る施設整備についての補助金のほうになります。

今回させていただいたのは、令和3年度に1つ、ある施設、簡易陰圧装置の設置ということで、 コロナになられた方がそこに入られて、囲われた中で空気を陰圧にさせることで介護する方がコロ ナにかかりにくくなるという、そういう装置を各ところに設置するものでございます。

今回の予算の中では、4施設が今回、前回は、令和3年度は1か所だったんですけれど、今回は4施設、2台ずつこの陰圧装置についてお手を挙げられましたので、この分については、熊取町は府からもらったものをそのまままたお渡しする形になりますので、その分の各事業所のほうから上げられた予算額にも応じて、今回上げさせていただいております。各事業所2台ずつを希望して出させていただいております。

委員長(文野慎治君)二見委員。

委員(二見裕子君)これ、4施設ですけれど、令和3年度も1つあったということですけれども、施設のほうには周知して、手を挙げてということでやっていただいているんですか。

委員長(文野慎治君)石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長(石川節子君)施設のほうには、介護保険課のほうからこういう事業がありますというのは、担当のところに全部任せていただいて、その上でお手を挙げていただいたところに、 今回予算を計上させていただいています。 委員長(文野慎治君)二見委員。

委員(二見裕子君)分かりました。

何かイメージ的には、部屋にそれを設置することによってという、ちょっとイメージなのかなと思うんですけれど、やはり小さな施設であれば、その分部屋をそれに取るということもあったりして、やっぱり施設的には手を挙げたくてもそれを導入できないという施設とかもあったりするのかなと思うんですけれど、そのあたりはどうなんですか。やっぱり大きい施設というか、大体そういう感じですか。

委員長(文野慎治君)石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長(石川節子君)今回の4か所は、全て有料老人ホームのほうが手を挙げていただいておりますので、特養とかそういう大きな形でないところでも、1部屋をそのとき用に。ふだんは、それは使わなくて折り畳んでおけますので、必要なときに必要な方のお部屋にその装置を設置するような形のものを、皆さんいろんな形があるんですけれど、今回上げていただいているのは、そういう形のものが多いかなと思います。

委員長(文野慎治君)よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、議案第52号 令和4年度熊取町一般会計補正予算(第6号)の件を採決いたします。 本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(文野慎治君)以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。 これで総務文教常任委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

(「11時04分」閉会)

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

総務文教常任委員会委員長

文野慎治

# 事業厚生常任委員会

# 事業厚生常任委員会

月 日 令和4年9月14日(水曜)招集 場 所 熊取町役場議場 田中豊一 出席委員 委 員 長 渡辺豊子 副委員長 委 員 坂上昌史 委 員 鱧 谷 陽 子 委 員 田中圭介 委 員 河 合 弘 樹 坂 上 巳生男 二見裕子 委 員 長 議 欠席委員 なし 説明員町 長 藤原敏司 副 町 長 南 和仁 教 育 長 岸野行男 総合政策部長 東野秀毅 総務部長 藤原伸彦 健康福祉部長 山本雅隆 田中耕二 都市整備部長 永橋広幸 都市整備部理事 介護保険課長 保険年金課長 阪上正順 根来雅美 下水道河川課長 朝倉 優 紹介議員 文 野 慎 治 紹介議員 江 川 慶 子 請 願 者 大 浦 正 義 請 願 者 青 淵 昭二郎 事 務 局 議会事務局長 林 利 秀 書 記 道端秀明

#### 付議審査事件

請願第1号 ギャンブル等依存症の実態調査等を求める請願書

議案第47号 下水道条例の一部を改正する条例

議案第53号 令和4年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

議案第54号 令和4年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議案第55号 令和4年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第1号)

委員長(渡辺豊子君)皆さん、おはようございます。議案の審査に当たりましては、十分に意を尽くされ、ご審議をいただき、併せて議事が円滑に運びますようにご協力をお願いいたします。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから事業厚生常任委員会を開会いたします。

#### (「10時00分」開会)

委員長 (渡辺豊子君) なお、発言される方は、挙手の上、着座で、マスクはつけたまま発言していただ きますようお願いいたします。

それでは、まず、付託審査事件の請願第1号 ギャンブル等依存症の実態調査等を求める請願書 の件を議題といたします。

議会委員会における請願の趣旨説明に関する取扱要領の規定により、請願の趣旨説明等のため、 請願者が出席及び紹介議員が同席されております。

まず、請願者に請願の趣旨説明を行っていただきます。

なお、趣旨説明の時間は10分となっております。10分経過時点で中止していただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、趣旨説明をよろしくお願いいたします。どうぞ、大浦さん。

請願代表者(大浦正義君)請願代表者の大浦正義です。池の台に住んでおります。

ギャンブル等依存症の実態調査等を求める請願をこのたび議会に提出いたしました。

最近のWHOとか厚生労働省とか久里浜国立医療機構の先生方で出された本なんかでは、依存症という表現は症状を示しておって、病気とは違うん違うかという誤解をする方が多いということで、ギャンブル障がいという言い方を去年ぐらいから使うようになっているということを知りまして、一般的に使われている表現で依存症と出しましたが、正式にはギャンブル障がいということで、様々な障がい、病気の一つであるということが、名前が変わっております。

それでは、請願の趣旨を申し述べます。

町は、自治体の本旨に基づき、町民のギャンブル障がいについて信頼性が高い実態調査を率先して実施し、依存障がい克服の目標と計画を示してください。そして、大阪府と国から支援を受けて、依存症克服の対策を推進してください。これが1項目めです。

これは、町独自でやりながら、同時に大阪府や国に支援を求めると。支援がなくても、調査だけ やったら、実態調査だけなら、町の財政の中で十分できるし、それを事後的に国や府に支援してく れということで申し入れればできると。金額的にもそう大きな額ではありません。

2項目め、町は、大阪府が府下43自治体と連携・支援し、府下全体で実態調査を実施して、依存 症克服の目標と計画を明示して推進するよう、大阪府に要望してください。

大阪府もそれなりにやっているんですが、後でデータをお示ししていますように、どうも物すごく雑駁な状態になっておると。熊取町の実態はよく分からないのが実情です。ですから、町民がこの実情をよく知るという点で、熊取町の実態調査をまずしっかりやってほしいというのが要望、請願の趣旨の2つ目です。

3番目、町は、国が大阪府の申請しているカジノを中核とする夢洲 I R計画の問題点を検証し、 府民の疑問に答えるよう審査し、検証と審査の内容を公表すること、また形式的な審査により安易 に承認しないことを国に要望してくださいというふうに思います。

この3つの項目を上げていますけれども、一番深刻な依存症の問題、そのことについて大阪府の 実態調査が出ています。その中でも最も深刻な問題は、アンケートに答えた人の75%が本人の問題 やと、自己責任やという認識を持っておられるということなんです。それは、一般的常識が誤って いると、これは病気なんやと、誰でもなり得るんやと。がんや糖尿病、それと同じように、遺伝的 な要素もあるし生活環境要素もあるし、そのときのその人の心理状態にもよりますけれども、7割 以上の方がギャンブルの経験があります。ですから、誰もがかかり得る依存障がいなんだという認 識が非常に大事だと思っています。

大阪府の調査は5,000人を対象にしてやっています。後でまた資料をゆっくり見ていただいたらいいんですけれど、熊取町でいうと25人なんです、人口比例でやりますと。そうすると、熊取町は1%で350人、2%で720人、3%で1,000人を超えると。今までの調査の実績でいうと、5%の人が、そういう依存症と言われていた時代ですけれど、依存症なんやということを厚生労働省が発表したり、その後もう一遍調査したら、3%で320万人ぐらいやというふうに言うてみたり、最近、大阪府では1.2%という数字が出たりしているんですけれど、人口でいうと1%で350人、2%で720人、3%で1,000人を超えると。

ですから、大阪府の調査は25人しか当たっていませんので、熊取町の人は。だから、実際に依存症になっている人に当たる確率が非常に低いんです。当たっても、回収率が31%ですから、当たった人がちゃんとアンケートを提出しているかどうか分からへんと。しかも、アンケートがプライバシーに関わるような内容になっていますので、書きにくいと。正直に書くのはちょっと難しいということもあって、実態として非常に問題やということを最初に申し上げたいと思います。

委員長(渡辺豊子君)次、青淵さん、お願いします。

請願代表者(青淵昭二郎君)こんにちは、よろしくお願いします。五月ケ丘に住んでおります。青淵といいます。よろしくお願いします。

私は、6月熊取町議会で、夢洲IR区域整備計画の賛否を問う住民投票の実施を求める決議がこの大阪府下でも先駆的に採択されたことに本当に敬意を表したいと思います。しかし、残念ながら、

7月29日の大阪府議会では、条例案は否決されました。ところが、当日の府議会でカジノの是非は府民が決める住民投票をもとめる会から6人の陳述人が発言しました。その後、委員会に付託されることもなく、また十分な審議が行われることもなく、その日のうちに否決されました。私は、住民投票条例制定を求める大きな府民の声が、あまりにも軽く扱われたことに強い憤りを感じました。また、陳述人が退出するときに、小汚いやじを飛ばした議員がいたことに怒りを覚えました。私は、改めて間接民主主義としての議員選挙によって選出された議員が、カジノを中核とするIRを推進するために選ばれたわけでもないのに、IR区域整備計画議定書に賛成多数で決められたことに民意との乖離を感じざるを得ませんでした。

IR施設やカジノ施設は、一旦開設されたら数十年以上稼働されます。大阪府が住民説明会用に作成した説明書に、私も泉佐野市であった説明会に参加させてもらいましたけれども、そのときに提示されました説明書には、治安悪化の問題やギャンブル依存症の増加という重大な懸案事項があると明記されているにもかかわらず、その払拭の見通しがないまま見切り発車しようとしていることは、許されることではありません。

これまでに、複数のIRに関する世論調査で、IR推進賛成が多数派ではないということが明らかになっています。その意味で、私は間接民主主義によって選出された議員によって、条例案が十分な審議もされず否決されたことから、今次のカジノを中核とするIRの設置という府民にとって重大な議案に関して、府民が直接住民投票することで決めることが改めて大事なことと痛切に感じました。

今、さきに大浦さんがお話ししましたいわゆる請願の趣旨説明、主立ったことをやりましたけれ ど、私はそれに対する、まあ言うたら補足的なこと、本当に前提です。せっかく熊取町議会でこう いう決議がされたにもかかわらず、そういうのが本当に尊重されずに、半日もない審議で否決され たことを本当に問題にしたいと思います。これはやっぱり皆さん方も議員として活動されているわ けですから、そういうやっぱり民意を本当に尊重する議会であってほしいという願いで、今の請願 に関して補足として発言させていただきました。ありがとうございました。

委員長(渡辺豊子君)よろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長(渡辺豊子君)ありがとうございます。

以上で、請願者からの趣旨説明を終わります。

それでは、請願者及び紹介議員の質疑を行います。質疑はありませんか。鱧谷委員。

委員(鱧谷陽子君)趣旨、すごくよく分かりました。

私も幼稚園の教師をしていたときに、親御さんが、私から見ればパチンコの依存症だったと思うんですけれども、本人には全くその認識はありませんでした。幾ら言っても子どもを迎えに来ない。仕方なくパチンコ屋まで子どもを送っていく。そして、家へ家庭訪問すれば、家の中は物だらけで、子どもの遊べるところも自分たちが生活するところもないような状態。これではどうしようもならないからということで、いろいろと話ししましたけれど、ちょっと迎えに行くのを忘れただけだとか、それから、片づけようと思うけれども、いろんなことがあって片づけられないとか、本人は全くパチンコの依存症だということには、幾ら言っても、やめるようにというふうな話をしても、それは全く受け入れられないという形で、本人、自覚ないので、もし、そういうアンケートをもらっても、多分、私は正常なんや、ただちょっとパチンコに行っているだけで、時々子どものお迎えへ行くのを忘れるだけやとしか思っていなかったと思うんですけれど、でも、そういう状態というのは全く依存的な状態で、やり出したら止まらないという、そういうあれだし、送っていっても、子どもを横に座らせてそのまま続けるんですよ。もう帰りと言ってもなかなか帰らない。そんな状態の方がいまして、やはりこれは本当に大きな問題やというふうに思いました。

今でもそのことを思い出すと、あの子はどんなふうに大きくなっていって、今、どんなふうになっているんだろうというのがすごい心配です。もし、あのときに、そういう依存症を止められるよ

うなそういう治療とかというのができるような状況だったら、もっと違う、私の思いは違うかった と思うんですけれど、だから、本当にちゃんときちっと調査して、本人に会うなりとかして、手紙 でぶっともらうんじゃなくて、本人に会って、どういう状況であるかというのを聞くようなそうい うふうな調査をしたりとか、それから、ちゃんとそういう人を治療できるような場所、本当に今、 精神科も割合にいろいろいっぱいでなかなかかかれないというような状況も聞きますので、そうい うふうな人だけを治療できるような場所がつくってもらえたらいいんじゃないかなというふうに思 います。

さっき青淵さんもおっしゃいましたけれど、住民投票して、署名集めて、住民に賛否を問うというのも、維新の会は2回、大阪市で住民投票を自分たちでやっておきながら、私たちが署名を集めた部分は否決されたというのは、なぜなのという感じがして仕方がありません。 以上です。

委員長(渡辺豊子君) 鱧谷委員、今は請願者に対する質疑なんですけれども、質疑はないんですか。今 のご自分のご意見ですか。鱧谷委員。

委員(鱧谷陽子君)ごめんなさい。意見で、それでそういう……

委員長(渡辺豊子君) それはまた後で、紹介者の方が退席されてから議員の中での意見交換の中で、よ ろしくお願いいたします。質疑はないですね。鱧谷委員。

委員(鱧谷陽子君) そんなふうな状態の人たちに対しての調査とかというのは、そういうのいけるんで しょうか。それを教えてください。

委員長(渡辺豊子君)今のは質疑ですか。鱧谷委員。

委員(鱧谷陽子君)はい、質疑です。調査について教えていただけたらという。

委員長(渡辺豊子君)お答えできますか。大浦さん。

請願代表者(大浦正義君)ギャンブル依存障がいという病気の特徴で、家族を顧みなくなる、うそをつく、借金しまくって返せへんと。そういう、言わば社会問題に発展する傾向が非常に強いんです。だから、依存症の中でも、依存障がいの中でも、一番強烈な影響を与えるというふうに言われています。ですから、啓発というんですか、周りの人たち、町民全体、この人たちにきっちり啓発した上でアンケートを取ると。1回啓発したらそれで済むものじゃなくて、何回も啓発しながら、その誤解を解いていくと。

これ、依存症を対象にして仕事をしてはる方々のアンケートが出ています。12ページにあるんですけれど、本人が問題を認めようとしないということについて一番多いんです。介護者とか先生とかいろんな方が接触するんですけれど、一番困るのは、本人がそれを認めへんからやと。どうしようもあらへんねんという傾向が強いんです。本人に振り回されると。それが特徴なんです。アル中とか薬中やったら、割と分かりやすいんです。アル中やったら瓶がほってあるとか、それから、薬中やったらハイになるとか、そこで分かりやすいんですが、ギャンブル障がいというのは物すごく見えにくい。だから、一見何ともない人でも依存症になっていると。だから、その家族が様々な被害を受けていると。特に子どもが影響を受けやすい。だから、保育所やとか小学校やとか中学校とか、高校生ぐらいになったらもう批判力が出てきますから、何やねんとか言うて批判するんやけれど、批判しても治らんのです、これは。ちゃんと治療せなあかんのです。

これ、ギャンブラーズ・アノニマスという団体があるんですけれど、大阪府下には7か所しかありません。熊取町の一番近いところは、堺市と和歌山市に1つずつあるだけなんです。アルコール依存症はこの泉州南部8市4町の中に7か所あるんです。だから、アルコール依存者のほうは、まだ見えやすいから、あいつアル中やと、昔からよう言いますけれど、ということで親戚の人がそういうところへ参加させたり、精神科へ連れていったりできるんですけれど、ギャンブル依存障がいというのはなかなか手に届かない。

このデータの中でも出ていますけれど、今、アルコールのほうは4%の人が医療機関につながっているんです。ところが、ギャンブル依存症の場合は、ほとんどつながってない、行くところがな

いと。この資料で出していますけれど、大阪府の保健所とか病院とか治療センターとかというのは載っているんやけれど、それそのものが接近しにくい。だから、啓発すること、そして実態を把握すること、これが非常に大事やと思います。

委員長(渡辺豊子君)分かりました。ありがとうございます。

ほかに質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員(坂上巳生男君)もう一度、確認のためにお聞きしますが、今、おっしゃったギャンブラーズ・ア ノニマスですか、そういう施設が府下に8か所しかないと。そういう施設が不足しているからもっ と増やすべきだということなんでしょうか。

委員長 (渡辺豊子君) 大浦さん。

請願代表者(大浦正義君)需要がないと増やしてもね。そこへ行きたい、精神科の治療を受ける、診察を受ける。それ、お医者さんのほうの診察を受けたら、自殺願望とかいろいろ問題を起こす行動があるんですけれど、精神を和らげるとかそういう薬はあるんです。ところが、依存障がいそのものをなくす薬はないんです。だから、カウンセリングをしたり、それからうそついたり、自分のことを自覚してへんから、そういう十数名ぐらい、数名から十数名ですね、経験者で治りつつある人、そんな人らと一緒に、実は僕こんなんやってんと。偽名で、アバターみたいな感じで、自分の名前を勝手に作って登録して、何とかさんですというて紹介して。最初は何も答えんでも、言わんでもいいんです。ほかの人が、自分がこんなんやった、あんなんやったとこう言うんです。そしたら、そういえばそんなこと、わしあったなということで、だんだん自覚が生まれてくると。

ですから、さあ、ここにつくったから来てくださいというても集まらないです。ですから、そういう啓発事業をやる中でチームをちゃんとつくって、精神科医、それから臨床心理士、何人かのチームをつくって、職員の研修も大事なんです。それもちゃんとしないと、職員の研修の中でも素人みたいな回答をしている人がぎょうさんいてはりますねん。それではケアはできないんで、だから、専門家がちゃんと入って、そういうアノニマス、集団治療、それをやると。それは保険適用になりましたから、2020年4月から保険適用になって、そういう費用についても医療保険から補助があるようになっています。

ですから、いろんな人を、さあ、ここでやろうかという前に、そういう人たちを何人か集める。 5人ぐらいいてるな、3人でもいてるな、ほんならやり始めようかということで熊取町でやり始めたら、そしたら、泉州やったら熊取町しかまだないことになるんです。そしたら、泉佐野市、貝塚市からも人が来る。そしたら、そこで人が来るようになったら、人数が20人、30人だったらできへんのですわ。だから少数で、数名から十数名ぐらいの、そしたら泉佐野市にもつくろう、貝塚市にもつくろう、そういう地域ごとにつくろうという。潜在需要というのは幾らでもあるんです。だから、熊取町でいうたら350人とか700人とか、数えようによっては、診断のしようによっては何ぼでも出てきますから、熊取町にも小学校区ごとにつくろうかとか、そういうことも可能になってきます。

委員長(渡辺豊子君)すみません、丁寧な説明ありがとうございます。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、質疑なしと認めます。以上で、請願者及び紹介議員の質疑は終わります。

ここで、請願者及び紹介議員の方にはご退席をお願いいたします。大変にご苦労さまでした。ありがとうございました。お疲れさまでした。

(文野慎治君、江川慶子君、大浦正義君、青淵昭二郎君退席)

それでは、本請願の取扱いについて各委員のご意見並びに質問を承ります。ご意見、ご質問はありませんか。坂上巳生男委員。

委員(坂上巳生男君)今、請願者の説明と質疑が終わったわけなんですが、このギャンブル依存症実態 調査を求める請願につきましては、なかなか実際それを具体的に実行するに当たっては難しい面も あろうかとは思いますけれども、請願者の思いというのは、今、説明していただいたとおりだと思います。そういう点では全く異論のないところであります。

アルコール依存症などと違ってギャンブル依存症に関しては、先ほどの説明にもありましたように、表面化しにくいというふうなこともあります。本人の自覚がないというふうなことで、アルコール依存症や薬物依存症に比べても対策が打ちにくい。しかし、それでいて家庭を崩壊させるその度合いが非常に強い。経済的に破綻してしまって、にっちもさっちもいかなくなるというふうなことをよく耳にします。そういったことを未然に防ぐ意味においても、ギャンブル依存症の実態調査、そして、それに対する対策というのはどうしても必要だと思います。

そういう点で、この請願については我々議会人としてしっかり受け止めて、熊取町にも、大阪府、そして国においてもギャンブル依存症対策をもっとしっかりとやっていただきたいと、そういう思いでこれに関しては賛成したいというふうに思っております。紹介議員の一人としてそういう思いであります。

以上です。

委員長(渡辺豊子君)ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

以上でご意見、ご質問を終わります。

それでは、本請願について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

それでは、請願第1号 ギャンブル等依存症の実態調査等を求める請願書の件を採決いたします。 この採決は、起立により行います。

本請願を採択すべきものとすることに賛成の方はご起立願います。

(起立 2名)

起立少数であります。よって、請願第1号は不採択とすべきものと決定いたしました。 なお、町職員の説明員が入室の間、しばらくの間休憩いたします。

#### (「10時29分」から「10時33分」まで休憩)

委員長(渡辺豊子君)休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の委員会には、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めております。

発言される方は、挙手の上、着座で、マスクはつけたまま発言していただきますようお願いいた します。

また、本日の会議では、案件の終わられた方は会議の途中でも退席いただいて結構ですので、申 し添えます。

なお、新型コロナウイルス感染症への対策として、換気のため、一部の窓を開けておりますので、 ご了承ください。

それでは、付託審査事件について議事に入ります。

去る9月8日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案4件の審査を行います。

議案については、提案理由並びに内容の説明は既に本会議の中で行われておりますので、省略いたします。

なお、補足説明があれば承ります。補足説明はありませんか。藤原町長。

町長(藤原敏司君)補足説明ございません。よろしくお願いいたします。

委員長(渡辺豊子君)補足説明なしと認めます。

委員長(渡辺豊子君)初めに、議案第47号 下水道条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。 それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員(坂上巳生男君)今回の下水道使用料の改定案でありますけれども、これについては、一度、議員 全員協議会で改定案が示されて、そして、その折にも議員の中からこういった今の経済情勢の厳し い折、物価高騰が続いている中で、下水道使用料の引上げはいかがなものかというふうな意見も出 る中で、実際の改定時期を1年延期という形にしたわけでありますけれども、それでも1年延期す れば経済状況が好転するというふうな見通しもない中で、私としましては、この下水道使用料の値 上げ改定にはなかなか、はい、そうですかというふうに賛同しかねる部分があるんですが、何点か ちょっと分かりにくいといいますか、不明な点について質問させていただきたいんですが、まず、 条例改正案を見ていても分かりにくいんですが、5月25日の議員全員協議会で示された下水道使用 料改定見直しについての資料を、委員全員にタブレットでお示しいただけますか。見られる状態に なりましたでしょうか。

5月25日の議員全員協議会の資料によりますと、ほかの幾つかの資料にも出ておりましたが、今回の使用料改定の根拠となる幾つかの数字が示されております。要するに、収支不足が生じるから、これだけ引き上げるということなんですが、維持管理費、資本費、資産維持費、そういったものの合計から一定の控除額、雨水処理負担金、一般会計補助金、長期前受金戻入、そういったものの合計を控除額として差し引いて、使用料対象経費が出てくると。使用料対象経費が21億7,000万円、これまでの算定方法による使用料収入は19億800万円、不足額が2億6,200万円というふうに示されているんですが、これだけを見ると、2億6,200万円不足するんだから、値上げやむなしということになるんですが、ここの数字はどうも何かすっきりしないんです。2億6,200万円不足しているといっても、令和3年度の決算でこれだけ不足しているのか。そういう会計にはなっていないですよね。まず、そこを伺います。

委員長 (渡辺豊子君) 朝倉下水道河川課長。

下水道河川課長(朝倉 優君) こちらの算定でございますが、この(2) のところに算定期間ということで書いておるかと思いますが、これは4年間を定めておりまして、令和5年から令和8年度の収支見通し上の算定数値となっております。

委員長 (渡辺豊子君) 坂上巳生男委員。

委員(坂上巳生男君)将来の推計という意味ですね。

委員長(渡辺豊子君)朝倉下水道河川課長。

下水道河川課長(朝倉 優君)はい、そのとおりでございます。

委員長(渡辺豊子君)坂上巳生男委員。

委員(坂上巳生男君)将来の推計値であって、そして、なおかつこの不足額というのは、4年間の合計 の数値ということですか。

委員長(渡辺豊子君)朝倉下水道河川課長。

下水道河川課長(朝倉 優君) 4年間の不足額の数値となっております。

委員長(渡辺豊子君)坂上巳生男委員。

委員(坂上巳生男君)4年間の不足額が2億6,200万円。そうしますと、1年間で6,000万円余りということですかね。そういう理解でよろしいですか。

委員長 (渡辺豊子君) 朝倉下水道河川課長。

下水道河川課長(朝倉 優君)結構でございます。

委員長 (渡辺豊子君) 坂上巳生男委員。

委員(坂上巳生男君) ここで示されている様々な必要経費、維持管理費とか資本費、資産維持費の中で、 現在に比べて高騰するといいますか、現在の費用よりも膨らんでいくであろう部分というのはどう いうところですか。

委員長(渡辺豊子君)朝倉下水道河川課長。

下水道河川課長(朝倉 優君) こちらに示しております維持管理費及び資本費につきましては、現在もある項目でございまして、その中でも特に大きく増えてくる見通しがありますのが減価償却費でございます。さらに、一番下に書いております資産維持費、こちらは新しい考え方で、今回新たに導入したものでございますが、現状、この算定については総務省や国のほうから明確な指針は示されておりませんが、多くの施設を維持管理する下水道事業におきましては、将来の更新需要を見込み必要額を確保しておくことが重要と考えております。

また、それ以外にも維持管理費のほうにございます流域下水道管理費、水みらいセンターの運営 に必要な費用でございますが、こちらも大きく増加していく見通しを立てております。 以上です。

委員長(渡辺豊子君)坂上巳生男委員。

委員(坂上巳生男君) 今の説明にもありましたけれども、費用の面で一番膨らむのは減価償却費という ことのようですが、減価償却費が膨らんでいくというのは、それは下水道の整備面積が広がってい くからと、そういうことですか。

委員長 (渡辺豊子君) 朝倉下水道河川課長。

下水道河川課長(朝倉 優君)下水道事業の中で特に大きく占めておりますのが、管渠でございます。 管渠の耐用年数は50年と定められておりまして、本町の下水道事業は開始してまだ三十数年でございます。まだ償却満了を迎えておらない施設が多い中で、今後も整備が進んでまいりますので、どんどんこの減価償却費が増えていく状況にございます。

委員長 (渡辺豊子君) 坂上巳生男委員。

委員(坂上巳生男君)分かりました。

現時点では、このような形で計算した場合には、使用料対象経費に対する使用料収入というのは 不足額が生じていないんですか。これは将来の推計ですけれども、現時点はどうなんですか。

委員長 (渡辺豊子君) 朝倉下水道河川課長。

下水道河川課長(朝倉 優君)現在でございますが、1つは、基準外繰入れをいただいて収支のほうを整えておるところはございます。ただ、決算におきましては、その分がほぼプラス・マイナスゼロに近い状態にはなっておりますが、やはり厳しい状況にはございます。さらに、この令和5年から8年、少し先の見通しになりますので、人口減少が進んでまいります。そうしたことも踏まえましての使用料収入の減少ということも若干見込んでおる状況でございます。

委員長 (渡辺豊子君) 坂上巳生男委員。

委員(坂上巳生男君)印象として、今後の見通しをちょっと厳しく見積り過ぎているんではないかなという印象があるんですけれども、特に気になるのが、控除額のうちの一般会計補助金という部分なんですけれど、一般会計補助金というのは、かつては一般会計からの繰入金というふうに表現していたかと思いますが、企業会計になる以前は、一括で一般会計からの繰入れ、あるいは一般会計のほうからすると、一般会計から下水道会計への繰出金という形で表現されておりましたが、現時点では補助金と繰入金と、何か2項目に分かれているんですかね。2つの項目に分かれているようではありますけれども、その一般会計から下水道会計に入っている分の金額を決算書で経年的に見てみますと、企業会計に移行する前から順次見ていったら、じわじわと一般会計からの繰入れが減少しているんですけれども、それはどういうことなんでしょうか。

委員長(渡辺豊子君)朝倉下水道河川課長。

下水道河川課長(朝倉 優君)まず、一般会計の繰入れに関しましては、収益的収支におきましては雨水処理負担金と一般会計補助金、資本的収支におきましては出資金という形で、3つの項目でいただいておる状況でございます。下水道事業としては3項目でいただいておる状況でございます。その中で、今回の算定のほうに用いておりますのは収益的収支、いわゆる3条収支の中での雨水処理

負担金と一般会計補助金となります。

今、もう一点、ご質問のありました、近年、そこが減少しておるというところにつきましては、 基準外繰入金の減少が影響しております。まず、この繰入金に関しましては、雨水処理負担金、一般会計補助金、出資金、いずれも国のほうで定められた基準というものがございます。国のほうから下水道事業の運営のために一般会計からこのルールに基づいて出しなさいということで定められたものが、基準内繰入れでございます。それ以外に、本町の場合は、現金の不足分、毎年の予算編成時において現金が不足する分につきましては基準外繰入金という形でいただいておりました。

ここ近年、特に決算におきましては、使用料収入のほうが想定よりも少し上がっておる状況がございました。コロナの影響、もしくは大口の使用者の増加ということもございましたので、そういったところで想定よりも少し上向きになったところがございました。その影響も受けまして、結果的には基準外繰入金のほうが非常に低くなってきたという状況でございます。

委員長(渡辺豊子君)坂上巳生男委員。

委員(坂上巳生男君)今の説明では、意図的に基準外繰入れを減らしたというわけではないということですかね。

委員長(渡辺豊子君)朝倉下水道河川課長。

下水道河川課長(朝倉 優君)基準外繰入れにつきましては、あくまでも現金の不足分、差額となって おりますので、収益、使用料収入が上がったことによってその差が縮まったということでご理解いただければと思います。

委員長 (渡辺豊子君) 田中都市整備部長。

都市整備部長(田中耕二君)同じことの繰り返しになりますが、少しだけ補足も含めて。

もともと企業会計になる以前から、下水道特会が始まったときから、繰出金には基準外繰り出し と基準内繰り出しがありました。基準内は、国の、先ほど申し上げた基準に基づくもの。基準外は 何なんだというたら、赤字を出さない、まさに赤字を出さないイコール現金不足を補うという分。 この2種類があったと。今回の大きなテーマは基準外繰り出し、これはやっぱり税負担すべきじゃ ないというのも昔から議論されているところだし、総務省のほうからも指示も出ておるというよう なところでございます。

この基準外繰り出しについては、当然、年度年度の決算状況によって変わってくる。現金ですので変わってくる。先ほど申し上げた令和2年、3年決算なんかでいくと、やっぱりコロナによる巣籠もりで水需要というのが高くなったと。これがやっぱり大きな要因として決算状況がよくなっているように見えると。基本的にはやっぱり右肩下がりの、節水志向も含めて右肩下がりの状況にあるというのは変わらないですけれども、2年、3年については、そういう状況があったため、結果としては基準外繰り出し分が少額になる、もしくは令和2年はなかった。精算で返していますので、令和2年は結果的にはゼロであったというようなことが出てきておるというようなところでございます。

以上でございます。

委員長 (渡辺豊子君) 坂上巳生男委員。

委員(坂上巳生男君)この下水道使用料の改定について、随分とあれこれ調べて考えてはいるんですければも、説明を聞くと、やむを得ないかなという気もしないでもないんですければも、しかし、やはりこの下水道料金を支払う住民及び様々な事業者、とりわけ気になりますのは、熊取町内様々な介護施設、そして病院など、ざっくりといって医療福祉関係の大口需要家がすごく大きな影響を受けるんではないかと思いますが、その辺への配慮とかは考えられましたか。

委員長 (渡辺豊子君) 朝倉下水道河川課長。

下水道河川課長(朝倉 優君)今回の料金改定案の策定に当たりましては、今お話のありました大口の需要者の方に対しましては、他市町村では大口のところに少しシフトしているといいましょうか、大口から取るような市町村もあろうかと思うんですが、本町の場合は、大口利用者の方にも過度の

負担とならないようバランスを取った料金体系とさせていただいております。 委員長(渡辺豊子君)坂上巳生男委員。

委員(坂上巳生男君)他市と比べて料金体系はどう違うのかというのは、そこまで私も比較はしておりませんが、しかし、改定による影響額の資料、先ほど言いました5月25日の議員全員協議会の資料の3ページを見ますと、やはり1か月の使用量が多い段階ではかなりの値上げとなりますよね。例えば1か月100立方メートル使用しているという事業者であれば、影響額は1か月で3,570円と。18.9%、20%近い値上げになるわけなんですが、介護施設とかそういったところは、実際どれだけ水道、下水道の使用量が発生しているのか詳細にはちょっと分かりませんが、一般家庭の使用から推測してもかなりの水道使用量、下水道使用量が発生していると思われます。このコロナ禍の中で、通常以上に様々な経費が発生したり、あるいは利用者の利用控え等による収入減とか、そういったこともあるかと思います。

そういう中で、この下水道使用料の改定というのは、介護施設等にとって大きな打撃となるであろうと思うんですが、そういうことを考えると、1年先延ばしにしたとはいえ、現時点で下水道条例を改正するというのはどうも納得できないんですが、いかがですか。

委員長(渡辺豊子君)朝倉下水道河川課長。

下水道河川課長(朝倉 優君)まず、例えば100立方メートルの料金について他市町村との比較でございますが、今、お手元で5月の資料のほうをご覧になられているのであれば、12ページに他市町村との比較の資料があろうかと思います。ご覧いただけますでしょうか。この中で、各水道ごとの上段が金額、下段が堺以南でのランキングとなっております。本町は、ここが3番目という形にはなっております。

あと、料金改定の時期でございますが、確かに今、物価等が高騰しておる中で非常に厳しいということは我々も感じておるところでございます。その中で、5月の議員全員協議会のときに、改定時期について、ずらすと、見直ししてみたらどうかというご意見もいただいて、今回見直しをさせていただいたところでございますが、その中で、可能な限り後ろへ送る検討というのもさせていただいたんですが、このシミュレーション結果から各指標を見ますと、現在考えております改定率でいきますと、この令和6年4月というのが限度となります。資本費平準化債というものを、今、借入れしておるんですが、それが令和7年度からゼロ円となります。その収入分がなくなってまいります。で、資金繰りが非常に厳しくなってまいります。

また、一方で、国からの補助金、今、交付金としていただいておりますが、それに相当する社会 資本整備総合交付金につきましては、令和7年度以降、この料金改定について検討をしていかない と交付ができないというような要件も加えられております。

この料金改定をしないままであれば、当期純利益は、令和6年度以降赤字となりますし、令和8年末で2,610万円、令和12年末で4,589万円の赤字となります。人口減少が進んでいく中で整備区域の拡大を進めても、以前のように大きく利用者の方が増加する見通しが厳しくなってきました。よって、収益の確保も非常に厳しいものと考えております。

以上から、令和7年4月以降に現在お示ししておる改定内容で料金改定を実施した場合は、この 財政状況を維持できなくなる可能性がございます。したがいまして、再度、この料金改定内容を検 討する必要が出てまいります。料金改定の時期が遅くなりますと、その必要額を確保するために、 さらに改定幅が大きくなる見込みもございますので、そのあたりの影響も考えまして、この令和6 年4月が最適であろうと考えました。

以上でございます。

委員長(渡辺豊子君)ほかはよろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第47号 下水道条例の一部を改正する条例の件を採決いた します。

この採決は、起立により行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立 4名)

起立多数であります。よって、議案第47号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長 (渡辺豊子君) 次に、議案第53号 令和4年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1号) の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第53号 令和4年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正 予算(第1号)の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第53号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長 (渡辺豊子君) 次に、議案第54号 令和 4 年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員(坂上巳生男君)議案書の7ページ、健康診査受託料ということで、この補正については受診見込み数の増というふうな説明がありました。この見込み数の増は何人分を見込んでいるのかということと、年間、後期高齢の健康診査の受診者数をどれぐらいと想定しているのか、その辺ご説明願います。

委員長 (渡辺豊子君) 阪上保険年金課長。

保険年金課長(阪上正順君)まず、もともとの当初想定でおきますと、これ、あくまで熊取町での集団 健診における後期高齢者の方の受診見込みということで、200人の想定をしてございました。それ で、今回、50名の方が増えるのではないかということで、合わせて250人の受診見込みを現在立て ているところでございます。

根拠としましては、令和3年度の実績なんですけれども、春のほうは、ちょっと準備期間もございまして、集団健診、後期高齢の分、熊取町で始めたのは令和3年度からだったんですけれども、春はちょっと準備期間等ございましたので実施せず、秋と冬、これは国保の集団健診と同時期に実施するという想定の下で、本来は春秋冬の実施を予定してございます。令和3年度は秋と冬の実施ということで、合計で144人の方が受診をされました。あと、令和4年度に入りまして、春のほうは国保の集団健診と一緒に始めたんですけれども、春の時点で既に100人の方が受診されているということから、令和3年度の実績の144人と100人を足して、さらにちょっとげたを履かすような形で50人の増というふうに想定をしたところでございます。

コロナの関係もございまして、国保も後期のほうも集団健診については完全予約制という形をしてございますので、これぐらいの増を見込んでおけば対応できるのかなというところで、今のところは見込んでいるところでございます。

以上です。

委員長 (渡辺豊子君) 坂上巳生男委員。

委員(坂上巳生男君)この後期高齢の健康診断も後期高齢以外の一般の国保の健診と同様に、お医者さん、個人の医院での個別の健診というのも当然行われているかと思うんですが、そういった数字も 把握されているんでしょうか。

委員長 (渡辺豊子君) 阪上保険年金課長。

保険年金課長(阪上正順君) 直近の令和3年度実績でございますけれども、広域連合からいただいた数字でおきましたら、トータルで1,034人でございます、実績につきましては。対象者が5,798人ございました。その1,034人の内訳の中に集団健診の144人、あと個別健診で、これは医療機関での個別健診で773人、あと人間ドックを受診された方が117人いらっしゃいまして、合計でその受診率を割り出しますと17.83%という形でなってございます。

委員長 (渡辺豊子君) 坂上巳生男委員。

委員(坂上巳生男君)分かりました。

町内での国保の健診と同時開催ですか、後期高齢者の集団健診も実施するようになって、そのことで全体として受診される方が増える傾向にあると見ていいんでしょうか。その辺はいかがですか。 委員長(渡辺豊子君)阪上保険年金課長。

保険年金課長(阪上正順君)令和2年度の総実績、これは全てひっくるめてでございますけれども、16.45%でございました。令和3年度の実績が、先ほど申し上げました個別等を含めまして17.83%という形でございます。ただ、令和元年度に遡りますと、23.7%と割と高い率がございました。やはり令和2年度はコロナの関係も多少影響していると思いますし、令和3年度は、そういったことが若干回復傾向にはあったにもかかわらず、それほどの伸びにはなっていないというところはございます。今後もこういった状況を見ながら、できるだけ健診のほうを受診できる機会を、町としても発掘というか、拡充していくために取り組んでまいりたいというふうに考えております。

委員長(渡辺豊子君)坂上巳生男委員。

以上です。

委員(坂上巳生男君)分かりました。

後期高齢の方と後期高齢以外の方とが同じ会場で集団健診を受けるんですよね。そのことで、何かトラブルが生じるとか、何かこういう難しい面があるとか、そういうことはございませんか。 委員長(渡辺豊子君)阪上保険年金課長。

保険年金課長(阪上正順君)健診に関してでございますけれども、今までは、後期高齢の方は基本的には医療機関のほうでしか受診できなかったというところがございます。これも一つのケースでございますけれども、ご主人の方が後期高齢のほうへ移られて、奥様の方はまだ国保でいらっしゃるというような場合におきましたら、一緒に役場のほうで受診したいんやけれども、私75歳になったんでちょっとも受けられへんようになったということで、そういったことが、今まで問合せとか、苦情までいかないですけれども、何か対策を講じてくれへんのかなというような話とかは以前からお聞きしていたところでございますし、そういった受診機会を拡充することによりまして、非常に今のところは好評をいただいているのかなというところでございます。

あと、マンパワー的なところにおきましても、国保の集団健診のそれまでの委託業者との連携も 深めまして、今のところはスムーズにいっているかなと思います。

あと、完全予約制ということも功を奏しまして、大きな順番待ちとかそういったことでトラブルになるということも、今のところは少なくなっているのかなというふうには感じておるところでございます。

委員長(渡辺豊子君)よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第54号 令和4年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第54号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長 (渡辺豊子君) 次に、議案第55号 令和4年度熊取町介護保険特別会計補正予算 (第1号) の件 を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第55号 令和4年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第1号)の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第55号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(渡辺豊子君)以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これで事業厚生常任委員会を閉会いたします。ご協力大変にありがとうございました。お疲れさまでした。

(「11時09分」閉会)

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

事業厚生常任委員会委員長

渡辺豊子